

資料 1

『パワーポイント説明資料』

- ・こちらの資料を中心に、審議を進めます。
- ・スクリーンに映しながら、説明します。アニメーションもありますので、スクリーンの方もご覧になってください。

「札幌市公園整備方針（案） ～未来につなぐ、メリハリある公園づくり～」 について

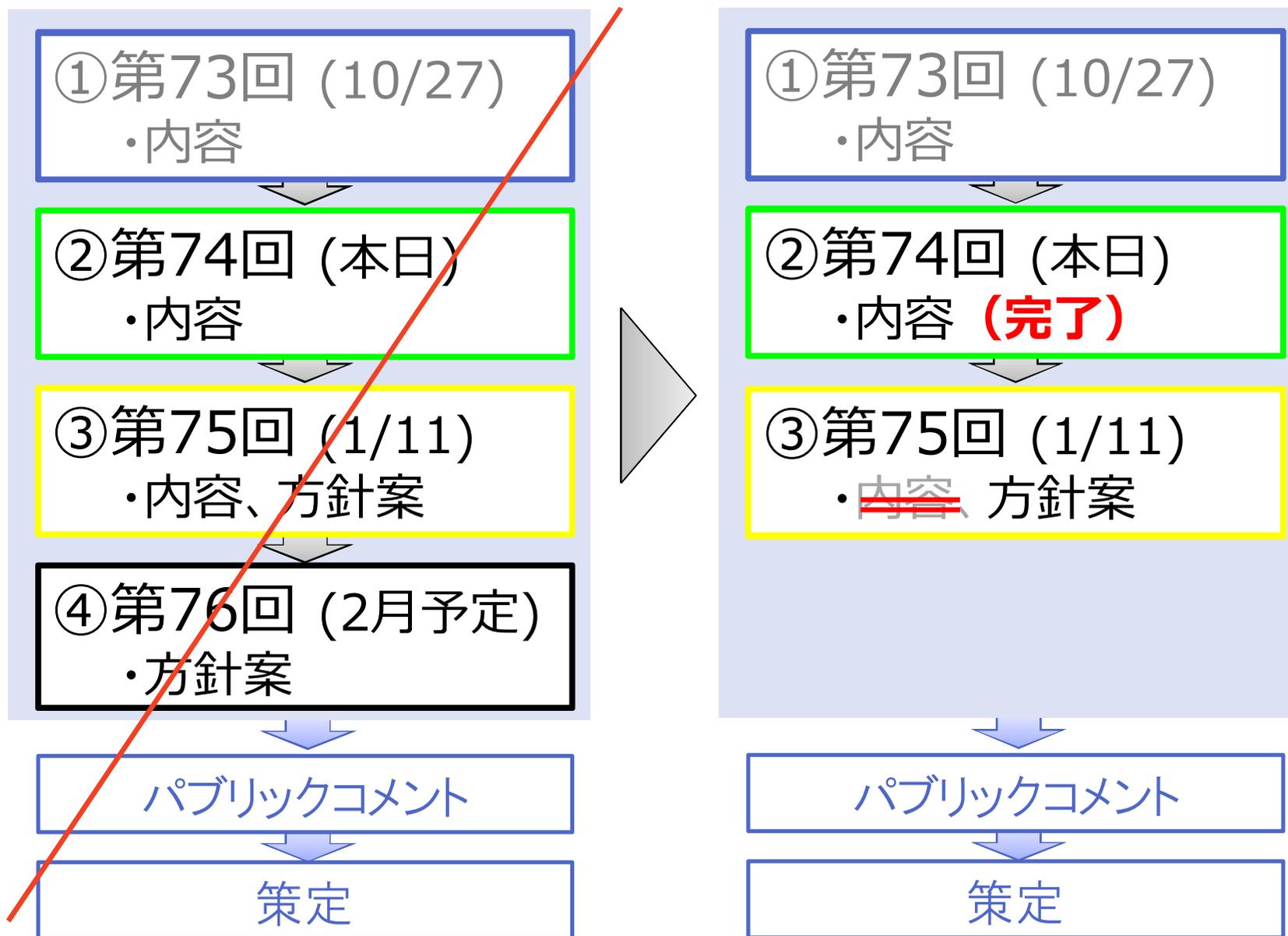
平成28年度 緑の審議会(第74回)
平成28年(2016年)12月14日

審議にあたって

ア 審議スケジュールの変更

イ 前回の審議の振り返り

■ 4回⇒3回の審議へ変更予定



資料3 これまでの審議と、本日の審議内容

平成26年度審議：再整備の考え

施設の見直しの考え等を長寿命化計画に反映
利用量などから、施設配置等の見直しを進める

- 公園の機能分担
- 有料テニスコートは総数削減
- 街区公園トイレは廃止を前提に検討

平成27年度審議：新規整備の考え

街区公園の新規整備は、必要性が高い地域に限って実施

地域に必要な公園機能を一通り確保できる概ね1,000㎡以上を確保

公園の『配置』に関する方針

前回審議

街区公園以外は新規整備を行わない
拡張は、新規整備の考え方に準ずる
統合は効果が十分な場合に限定

前回審議

公園の『施設』に関する方針

狭小公園でも特に利用の少ない公園等では積極的に施設の撤去を進める
公園内に樹木を一定程度確保
園路等の施設は、長寿命化計画に基づき、更新時にバリアフリー化を進める

公園の『種類』ごとの整備方針

本日審議

街区公園から「核となる公園」と「機能特化公園」を選択して、機能分担・メリハリを図る
近隣公園は街区公園より幅広い利用が可能
地区・総合・運動公園は現在のコンセプトを尊重
都市緑地は機能を付加する等柔軟な運用
大きい公園は、小さい公園の機能を補完

本日審議

公園機能のさらなる充実

防災は、「札幌市避難場所基本計画」における避難場所の機能に沿って整備を進める
公園からまちの景色等を眺望する機能にも配慮
冬季は屋外利用を基本とする

新しい
アイデア
詳細な
実行計画

平成28年度審議：「札幌市公園整備方針」(案)の策定について

審議にあたって

ア 審議スケジュールの変更

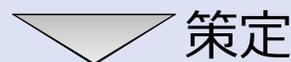
イ 前回の審議の振り返り

- └ (1)第1章 はじめに、第2章 基本的な考え
- └ (2)第3章-1 公園の『**配置**』に関する方針
- └ (3)第3章-3 公園の『**施設**』に関する方針

(1) 第1章 はじめに、第2章 基本的な考え

第1章 はじめに

公園の現状・課題



公園整備方針

【目的】

- みどりの基本計画の具体化
- 公園整備の考えの総合的な整理

第2章 基本的な考え

【基本的な考え】

- 量から質への転換
- 選択と集中

主な
ご意見

- 「時を経て得た魅力」という考えは良い。
- 公園の枠を超えた議論も、踏み込むべきでは。
⇒市) 議論があれば、できる範疇で盛り込む。

結論

- 事務局案を妥当とする。

(2) 第3章-1 公園の『配置』に関する方針

| | 街区公園 | | 街区公園 以外の公園 |
|------|------------------------|--|---------------|
| | 公園が不足しており、 必要性の高い地域 | ○公園が充足している地域 ○人口が増加していない等 必要性が高くない地域 | |
| 新規整備 | ○(1,000㎡以上) | × | × |
| 拡張 | ○(1,000㎡を超えるよう) | × | × |
| 統合 | △ (効果が高い場合に限定) | | × |

主な
ご意見

○都心の再開発の際に設置する“公園”は、街区公園
的な公園とは質が異なるのでは。
⇒市) そのような場合は都市公園にこだわらない。
ケースバイケースで検討する。

結論

○事務局案を妥当とする。

(3) 第3章-3 公園の『施設』に関する方針

- (1) 長寿命化計画の活用
- (2) 公園施設の見直し
 - ・公園規模や利用量からの見直し
 - ・特に利用の少ない狭小公園での、施設の積極的な撤去
- (3) 樹木を一定程度確保
- (4) 施設更新時にバリアフリー化



(4) 第3章-3 公園の『施設』に関する方針

■「特に利用の少ない狭小公園での、施設の積極的な撤去」について

主な ご意見

- 利用の少ない狭小公園での施設撤去はやむを得ない。
- 「コスト削減」のためだけだとマイナスイメージが強い。何のために施設撤去を行うのか、どう変わるのか、積極的に進める理由を明確に。
- 現場に近い人たちの合意形成や、意見を十分に反映することを、今回も入れた方がいいのでは。
- 利用が少ないことの判断を丁寧に
- 施設撤去後には、小さな赤ちゃんが歩けるような広場とするなど、コンセプトを広げて欲しい

(4) 第3章-3 公園の『施設』に関する方針

■ ご意見を受けて

事務局の考え方

『特に利用の少ない狭小公園での、施設の積極的な撤去』については、今後の検討事項とする。

↳ 今回は記載しない

- 『利用の少ない』ことの判断基準や、撤去に関する地域への説明についての検討等、新たな方針を示すためには、さらなる検討が必要ため、今回の整備方針には記載しないこととする。

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

■ 全体概要

ア 公園の種類

イ 主な内容

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 『配置』から見る将来像 | 2 『種類』から見る将来像 | 3 『施設』から見る将来像 |
|---------------|---------------|---------------|

第4章 将来像の実現に向けた施策

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 『配置』に関する施策 | 2 『種類』に関する施策 | 3 『施設』に関する施策 |
|--------------|--------------|--------------|

4 公園機能のさらなる充実へ

第5章 運用にあたって

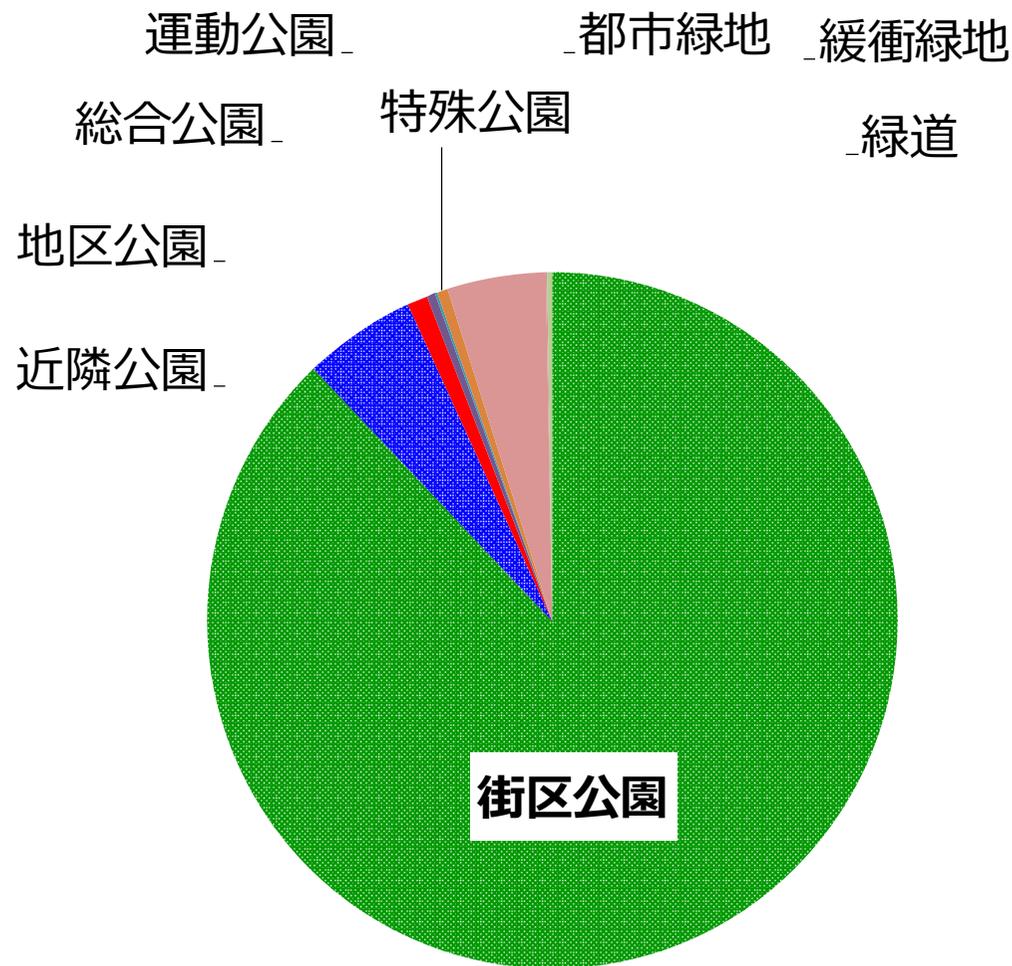
ア 公園の種類 ※参考：資料4「公園種類のイメージ」

| 種類 | | 目的 | 標準面積 | 例 |
|----------------|------|----------------------------|----------------------|----------------|
| 住区 基幹 公園 | 街区公園 | 主に公園周辺の約250m圏内の住民を対象とした公園 | 2,500㎡ | 山鼻公園 さつき公園 |
| | 近隣公園 | 主に公園周辺の約500m圏内の住民を対象とした公園 | 20,000㎡ | 上篠路公園 北園公園 |
| | 地区公園 | 徒歩圏内(約1km)の住民を対象とした公園 | 40,000㎡ | 北郷公園 吉田川公園 |
| 都市 基幹 公園 | 総合公園 | 総合的に利用できる公園 | 100,000 ～500,000㎡ | 円山公園 五天山公園 |
| | 運動公園 | 野球場、テニスコート、陸上競技場、プール等の運動施設 | 150,000 ～750,000㎡ | 手稲稲積公園 厚別公園 |
| 特殊公園 | | 景観を守ったり、史跡に親しむための公園 | | 大通公園 札幌芸術の森 |
| 都市緑地 | | 都市の自然環境の保全、景観向上のための緑地 | | 茨戸川緑地 山口緑地 |
| 緩衝緑地 | | 住居地と工場地帯等を分離するための緑地 | | 星観緑地 |
| 緑道 | | 歩行者等の安心した通行の確保 | | 西野緑道 |

ア 公園の種類

| 公園の種別 | | 箇所数 | 比率 |
|-------|------|-------|--------------|
| 都市公園 | 街区公園 | 2,395 | 88% |
| | 近隣公園 | 145 | 5% |
| | 地区公園 | 26 | 1% |
| | 総合公園 | 10 | 6% |
| | 運動公園 | 4 | |
| | 特殊公園 | 13 | |
| | 都市緑地 | 126 | |
| | 緩衝緑地 | 1 | |
| | 緑道 | 7 | |
| | 小計 | | 2,727 |

(H28.3データ)



第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

■ 全体概要

ア 公園の種類

イ 主な内容

イ 主要内容

① 公園種類ごとの整備方針

将来像

施策

課題
解決の
施策

【課題】
街区公園が
密集する地域

【課題】
街区公園等が
不足する地域

② 街区公園の機能分担

A 機能特化公園

B 地域の核となる公園

③ 公園種類の枠を超えて不足を補う運用（補完）

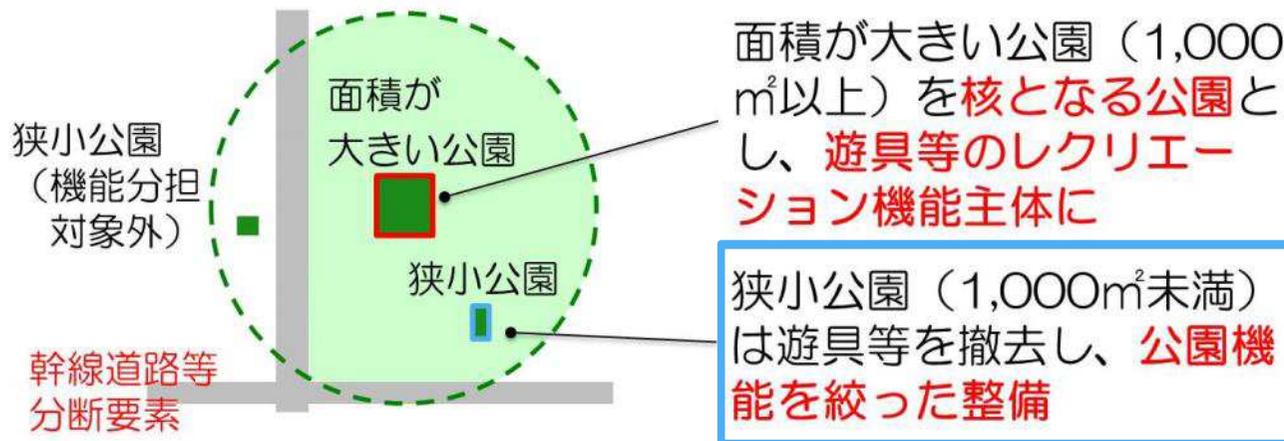
※過去2年の審議会
審議事項は灰色の囲み

イ 主要内容 ② 街区公園の機能分担

街区公園の中で「機能分担」と「選択と集中」を図る

A 『機能特化公園』を選択

平成26年度審議事項



変更点はこれだけ

名前の変更

= 『機能特化公園』

B 『地域の核となる公園』を選択

平成27年度審議から変更

【平成27年度】

1,000m²以上の公園**全て**



対象を絞る

【本方針】

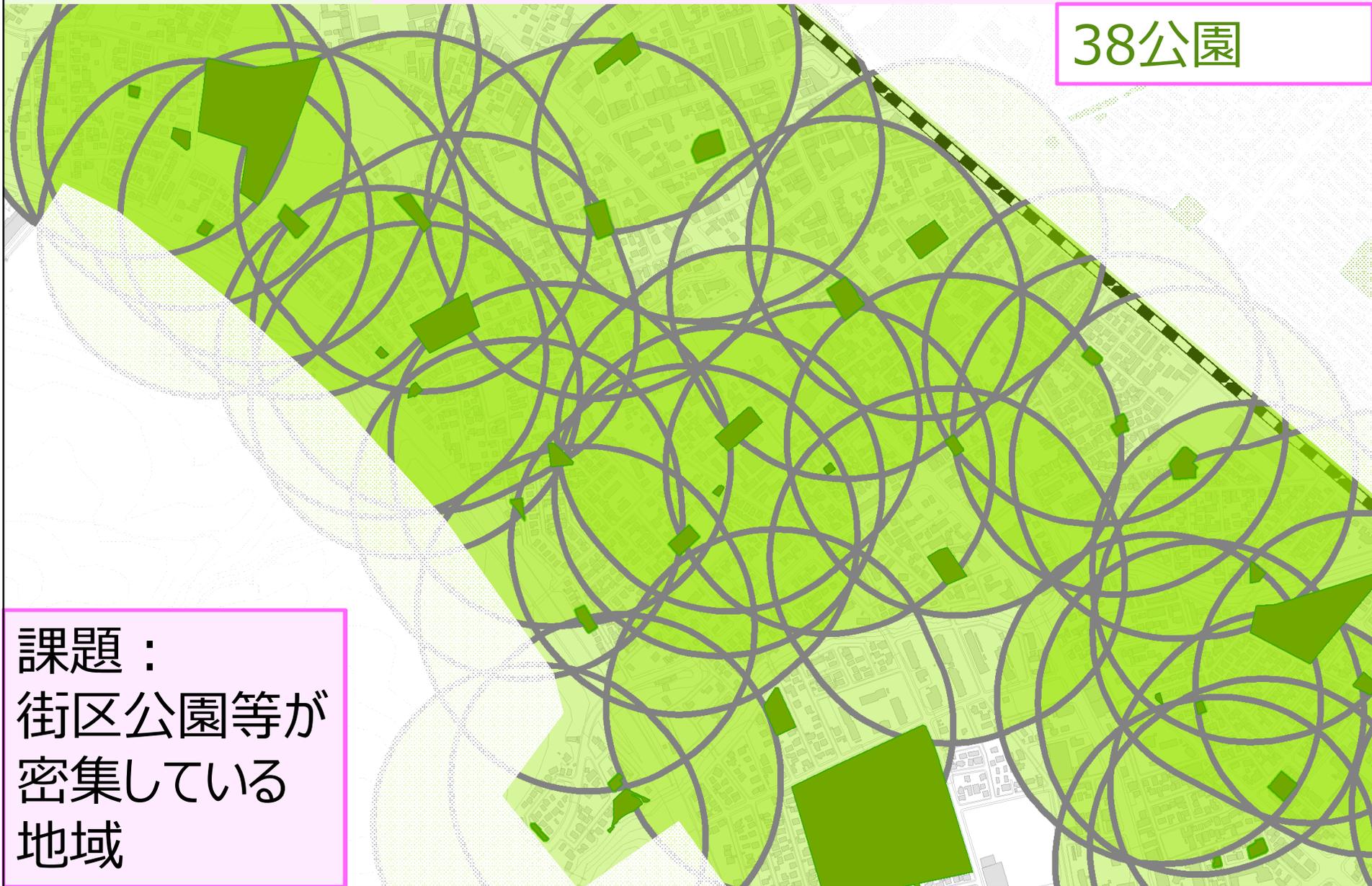
1,000m²以上の公園から、**選択**

イ 主要内容

② 街区公園の機能分担

38公園

課題：
街区公園等が
密集している
地域



イ 主要内容

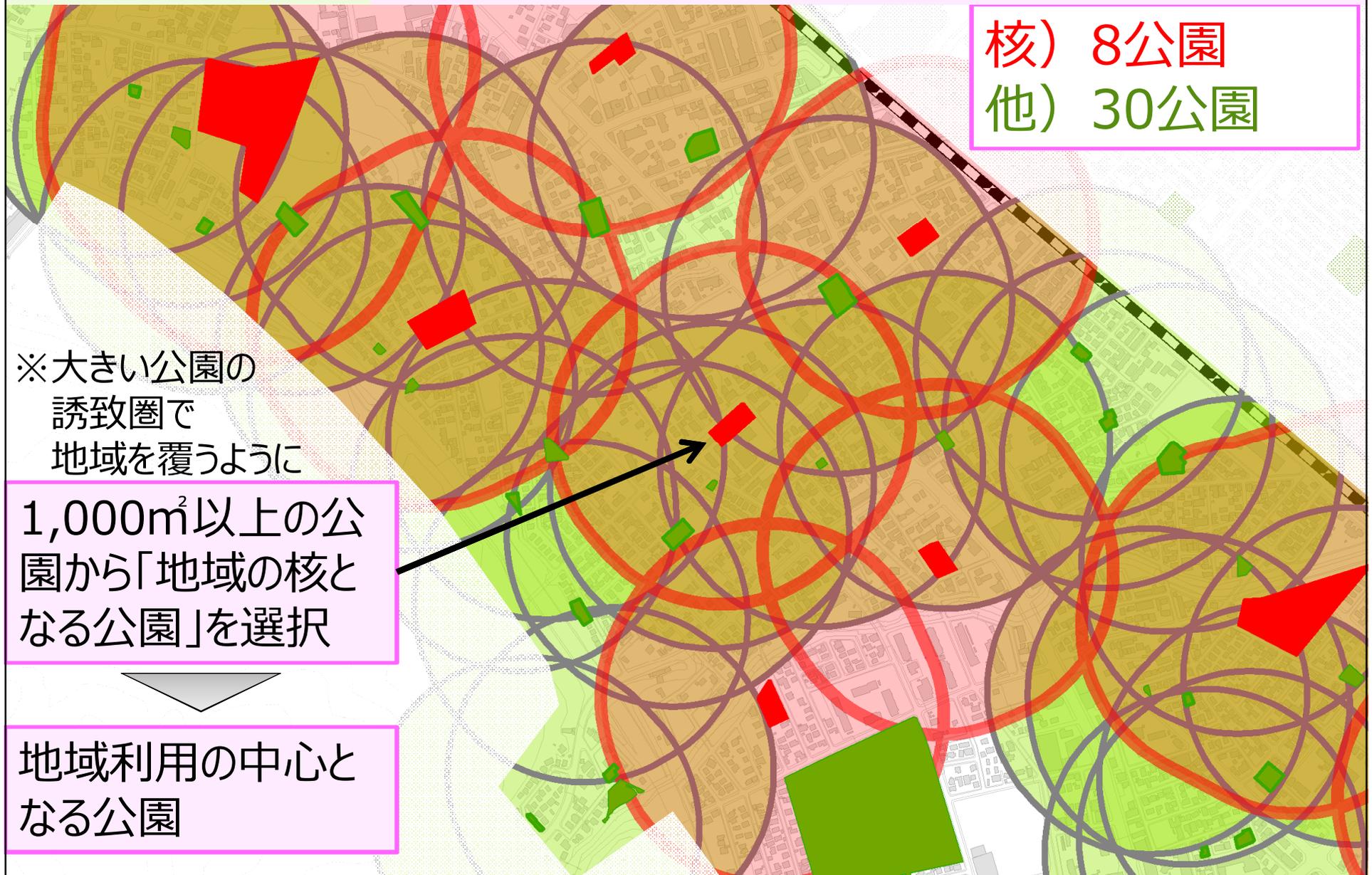
② 街区公園の機能分担

核) 8公園
他) 30公園

※大きい公園の
誘致圏で
地域を覆うように

1,000㎡以上の公園から「地域の核となる公園」を選択

地域利用の中心となる公園



イ 主要内容

② 街区公園の機能分担

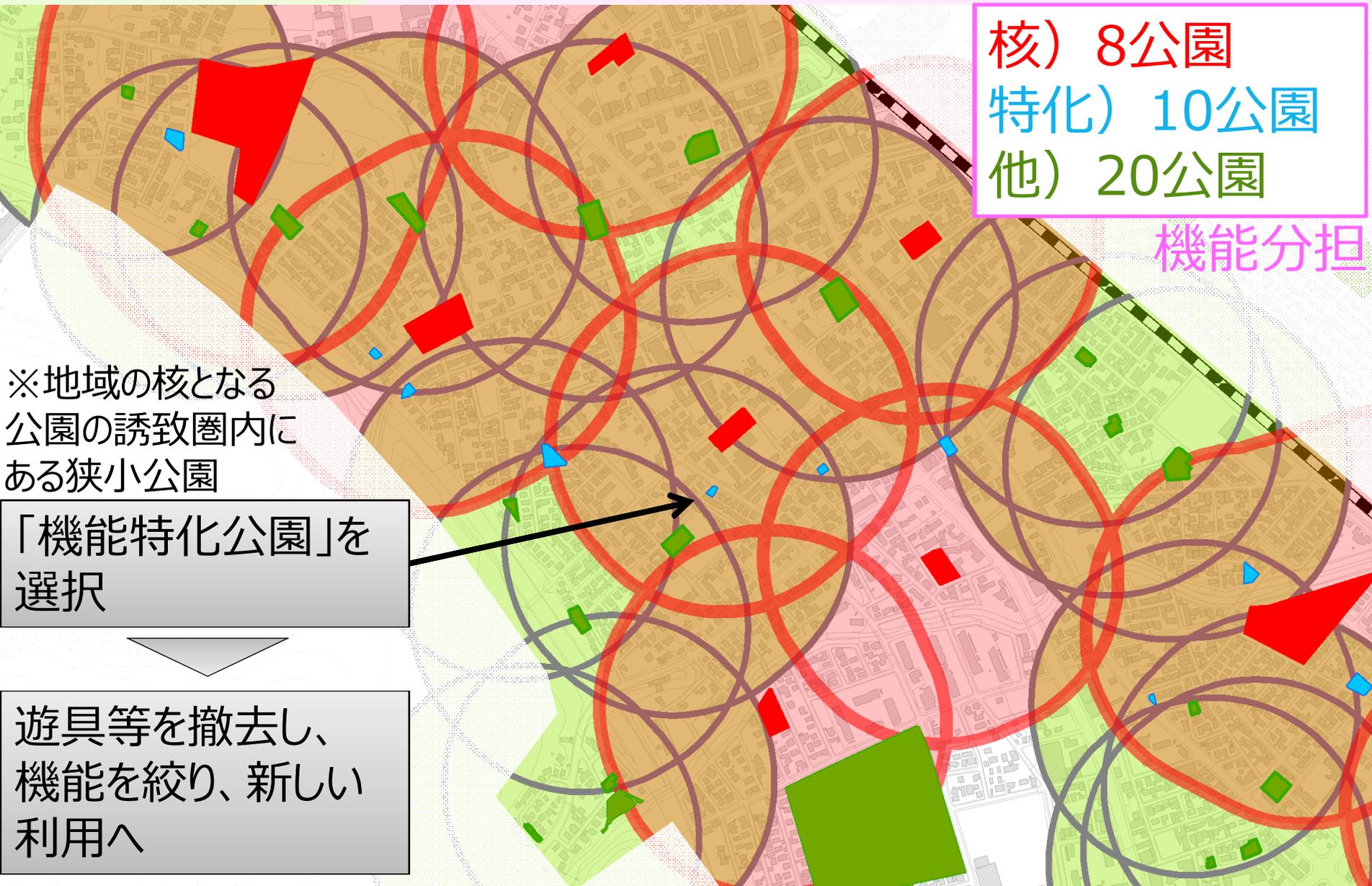
核) 8公園
特化) 10公園
他) 20公園

機能分担

※地域の核となる公園の誘致圏内にある狭小公園

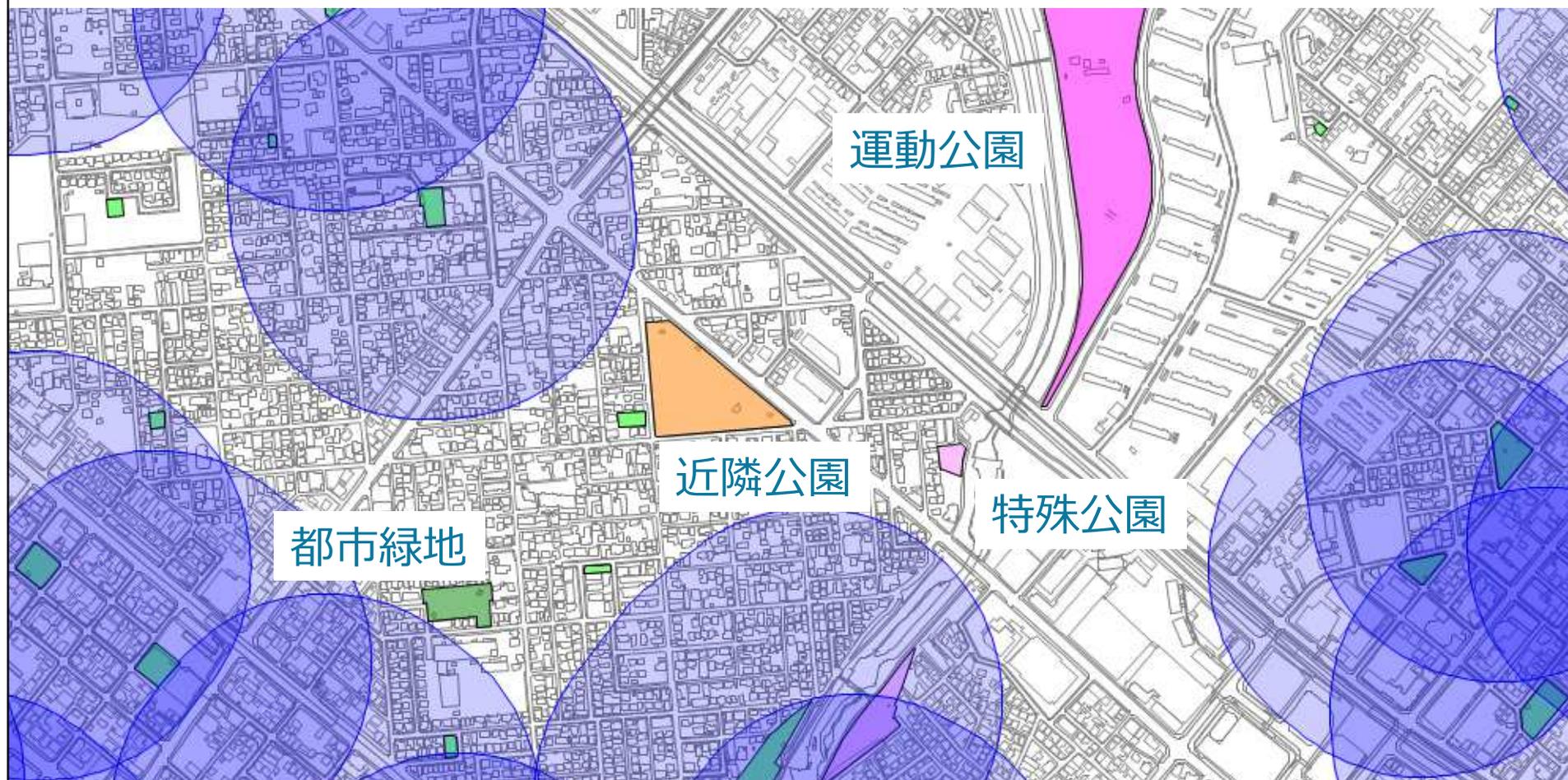
「機能特化公園」を選択

遊具等を撤去し、機能を絞り、新しい利用へ



イ 主要内容

③公園種類の枠を超えた運用（補完）



課題：地域に必要な機能を有する公園が不足している地域
= 1,000m²以上街区公園

イ 主要内容 ③公園種類の枠を超えた運用（補完）

誘致圏の新しい考え方

基本的な位置づけ

公園種類が
もつ誘致圏

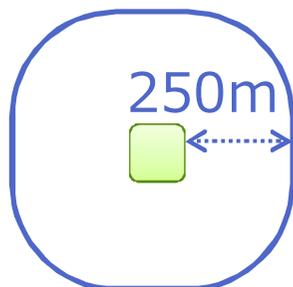
+

新しい捉え方

街区公園機能の補完
(みなし) としての誘致圏

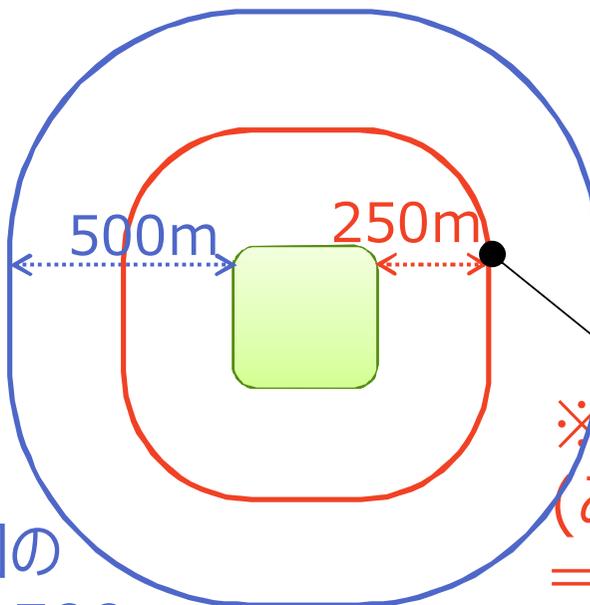
平成27年度
審議事項

街区公園



250m

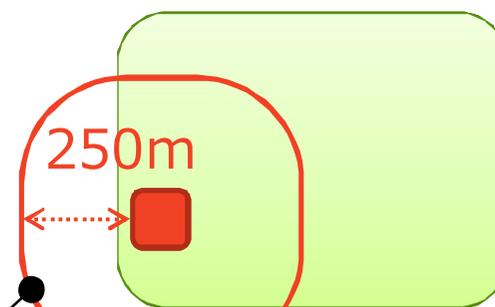
例) 近隣公園



500m

250m

例) 総合公園



250m

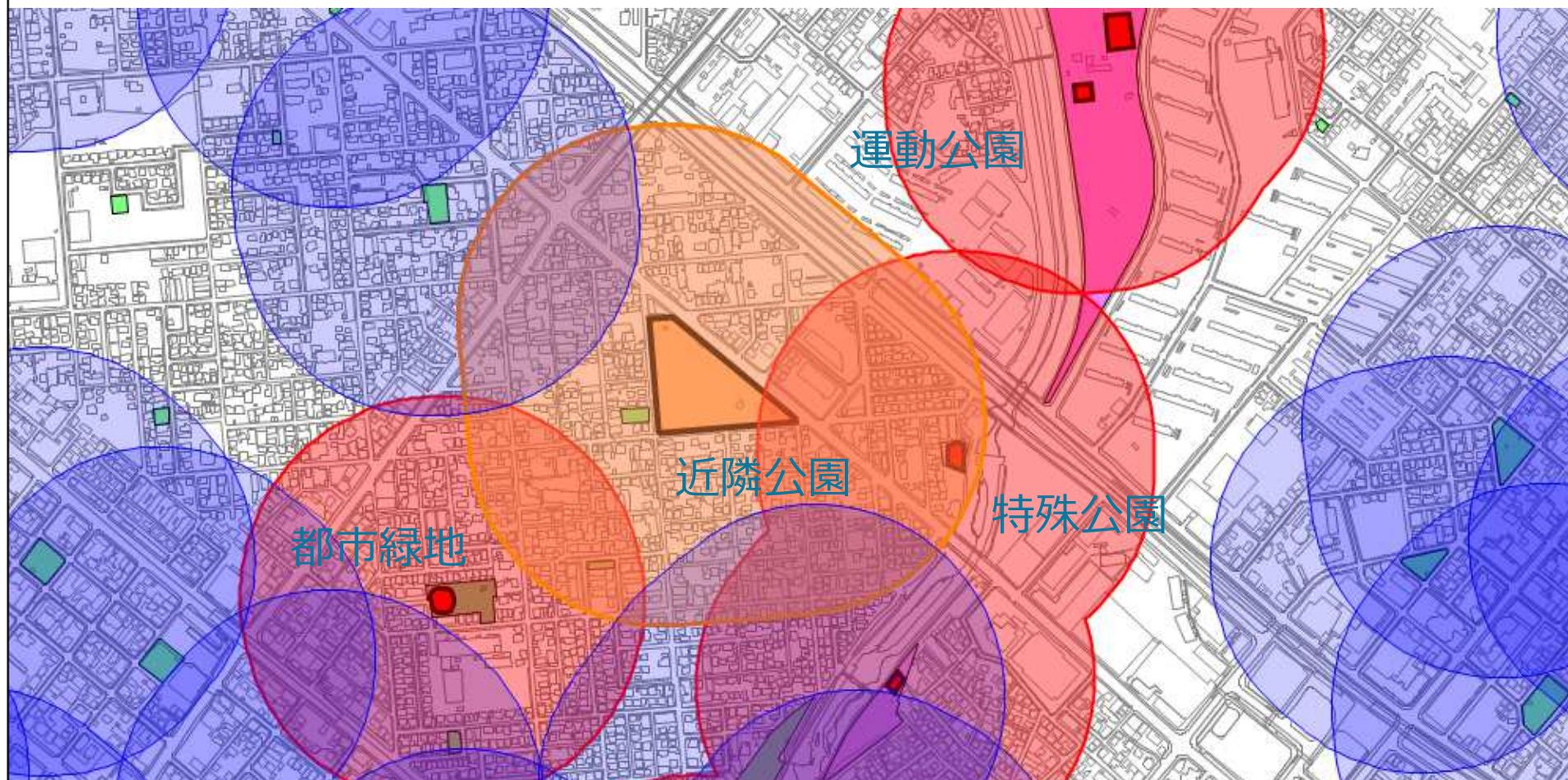
※近隣公園の
誘致圏⇒500m

※街区公園機能
(みなし)の誘致圏
⇒250m

※総合公園の
誘致圏⇒全市

イ 主要内容

③公園種類の枠を超えた運用（補完）



課題：地域に必要な機能を有する公園が不足している地域
= 1,000m²以上街区公園 + 他の種類の公園（みなし）

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

(1) 街区公園

ア 位置付け・現状

(2) 近隣公園

(3) 地区公園

(4) 総合・運動公園

(5) 都市緑地

(6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

イ 将来像

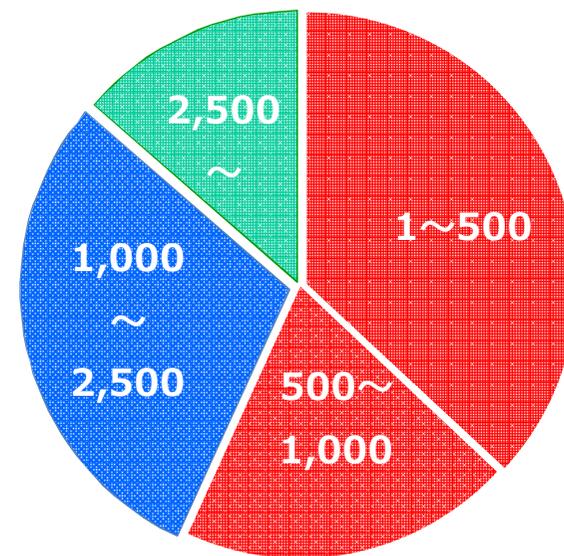
ウ 基本指標

エ 施策

(1) 街区公園

ア 位置付け・現状 P16

- ◇「主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園」
- ◇誘致圏：250m
- ◇標準規模：2,500㎡
- ◇数：2,395箇所(公園全体の約9割)
 - ※1,000㎡未満が約6割
- ◇かつては「児童公園」という位置付けだったため、遊具を主体とした公園が多く存在



| | 面積 (㎡) | 箇所数 | 比率 |
|------|-------------|-------|-----|
| 街区公園 | 1~500 | 883 | 37% |
| | 500~1,000 | 477 | 20% |
| | 1,000~2,500 | 707 | 29% |
| | 2,500~ | 328 | 14% |
| | 合計 | 2,395 | |

(1) 街区公園

ア 位置付け・現状 P16



築山



多目的広場



遊具

標準的な
大きさ

しらかば
公園
(東区・
2,720m²)

(1) 街区公園

ア 位置付け・現状 P16



豊中公園
(豊平区・4,814m²)

大きい街区公園

狭小の街区公園

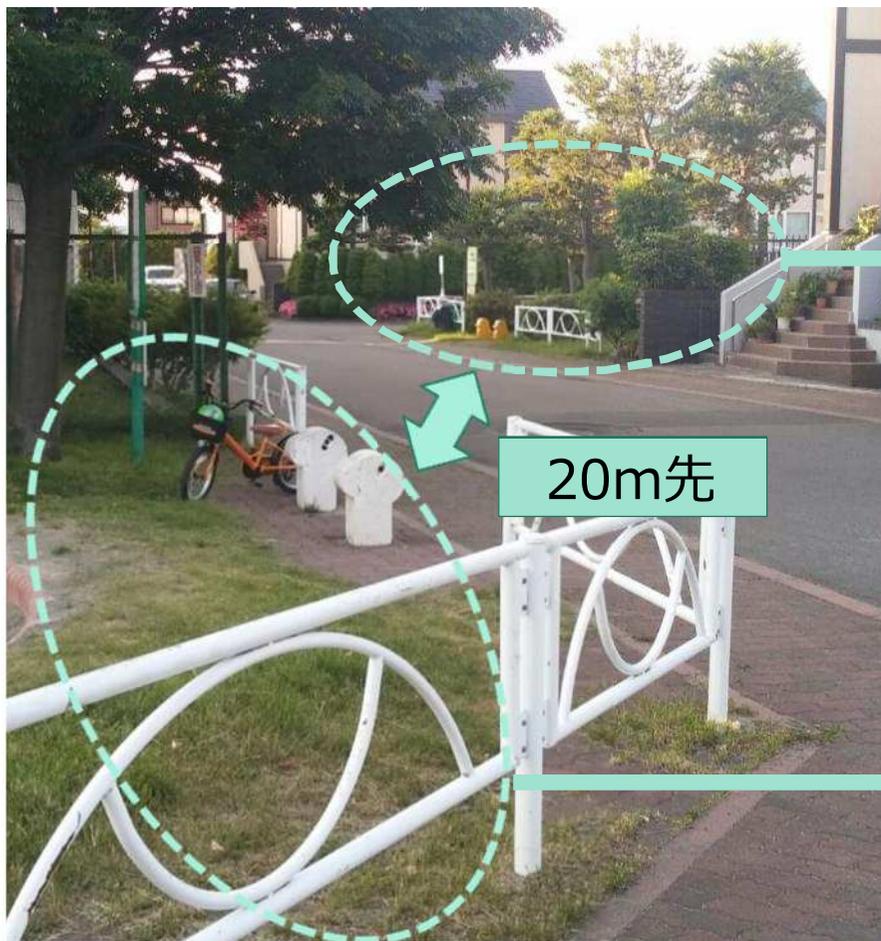
澄川はっちゃき公園
(南区・189m²)



(1) 街区公園

ア 位置付け・現状 P16

機能の重複した公園が密集



厚別東まめ公園 (253m²)



厚別東キツツキ公園 (168 m²)

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

- (1) 街区公園** 
 - ア 位置付け・現状
 - イ 将来像**
 - ウ 基本指標
 - エ 施策
- (2) 近隣公園
- (3) 地区公園
- (4) 総合・運動公園
- (5) 都市緑地
- (6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道
- (※) 再整備手法の方針
- (7) 公園種類間の運用

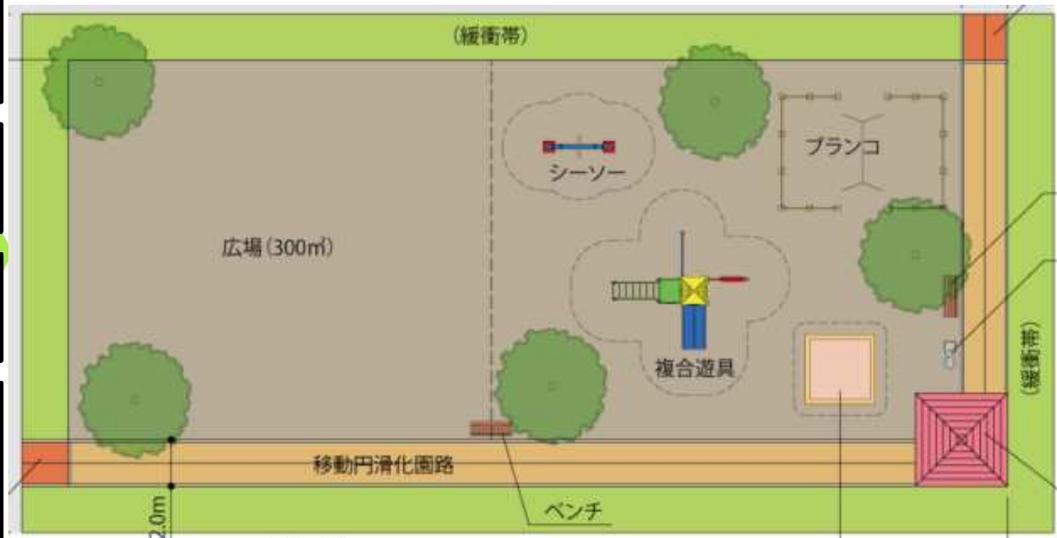
(1) 街区公園
イ 将来像 P16

① 1,000m²以上の公園には、地域に必要な公園機能が備わっている。

地域に必要な公園機能

- 1) 環境保全
- 2) 景観形成
- 3) コミュニティ形成
- 4) レクリエーション
- 5) 防災

- 緑
- 広場
- 遊具
- 休養施設

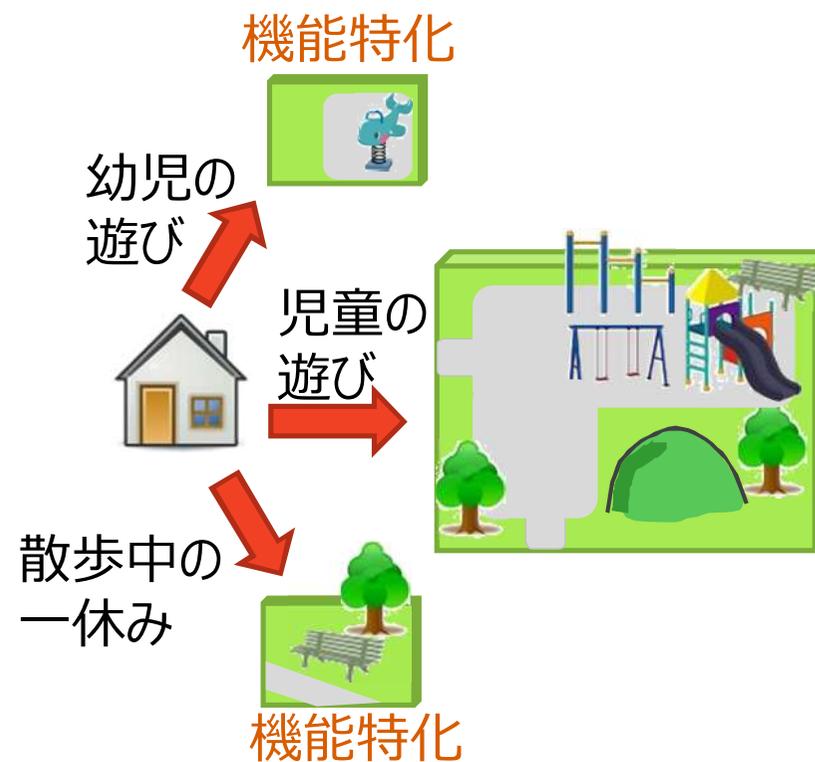


(1) 街区公園
イ 将来像 P16

② 近接する公園で機能分担が図られており、利用目的により公園を選ぶことができる。

平成26年度審議事項

③ 公園の規模等に応じて、整備にかかる費用等のメリハリがついている。



第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

(1) 街区公園

(2) 近隣公園

(3) 地区公園

(4) 総合・運動公園

(5) 都市緑地

(6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

ア 位置付け・現状

イ 将来像

ウ **基本指標**

エ 施策

街区公園の施策のために
必要な2つの基本指標
I 公園の面積
II 周辺の公園の少なさ
(誘致圏重複率)

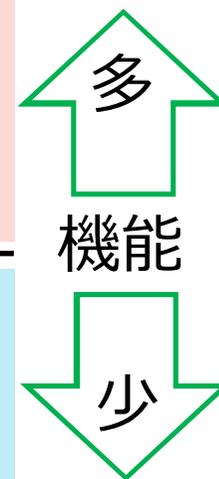
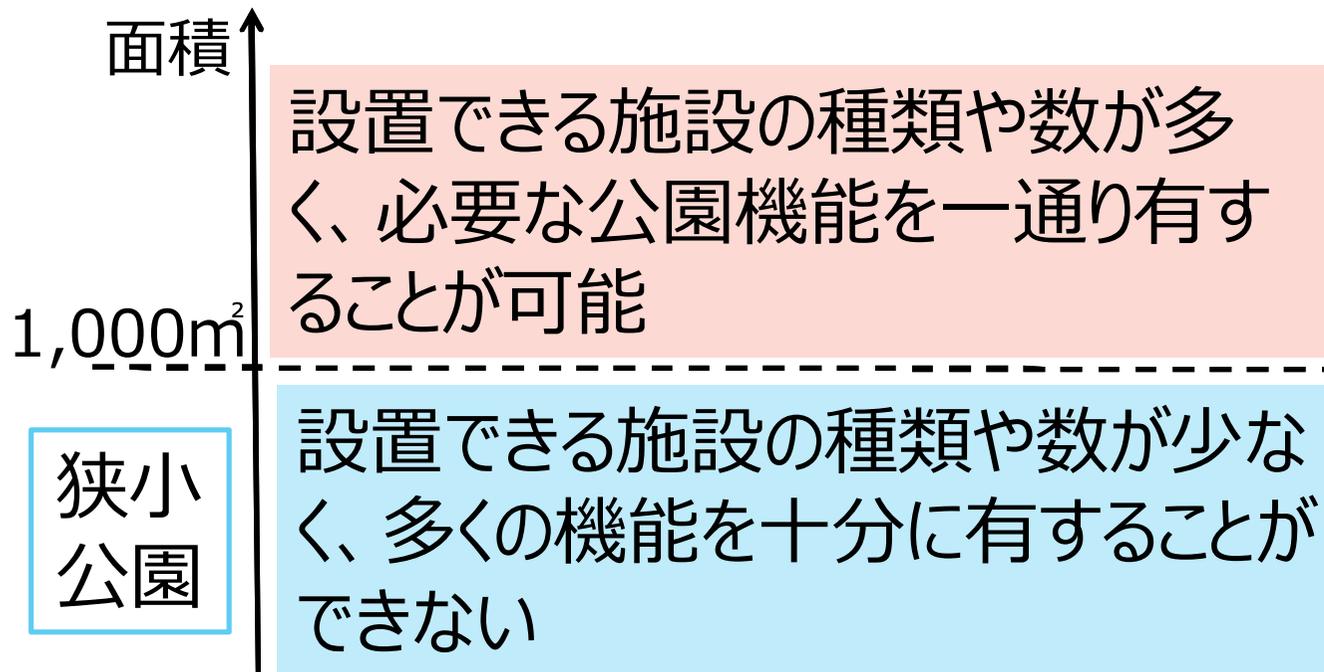
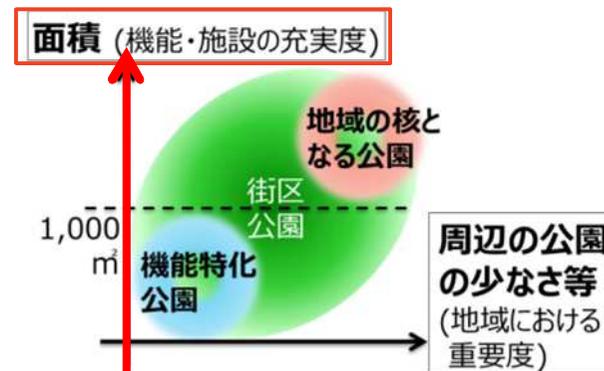
(1) 街区公園

ウ 基本指標 P29

I 公園の面積

地域に必要な公園機能を最低限確保できる面積 = 概ね1,000m²以上

平成27年度審議事項

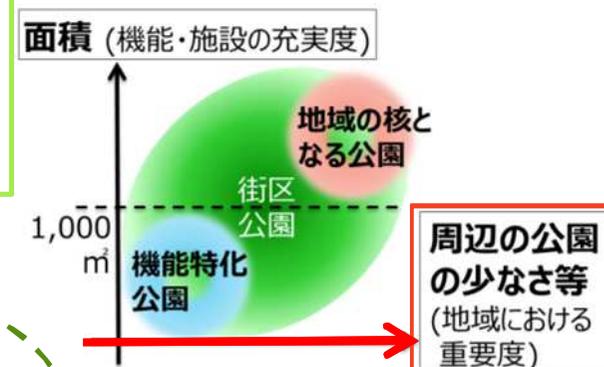
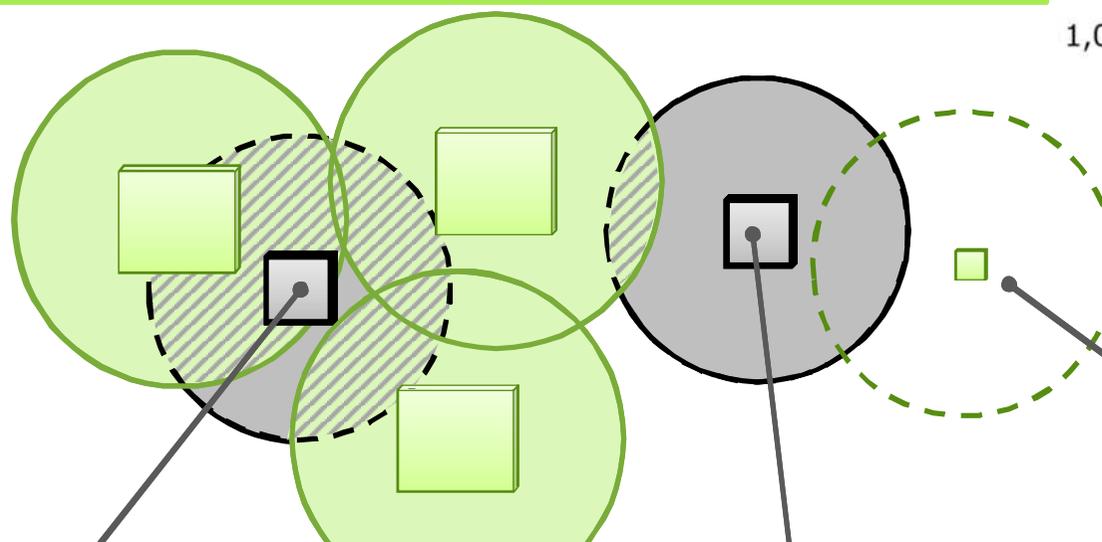


(1) 街区公園

ウ 基本指標 P30

Ⅱ 周辺の公園の少なさ（誘致圏重複率）

周辺の公園の規模、配置等によって、公園の重要度は変わり、利用数等に影響



【重複率が高い公園】
周囲に大きな公園があるので重要度は低い

【重複率が低い公園】
この辺りでは、この公園の重要度は高い

自らより小さな公園の誘致圏
⇒重複に考えない

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

(1) 街区公園

(2) 近隣公園

(3) 地区公園

(4) 総合・運動公園

(5) 都市緑地

(6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

ア 位置付け・現状

イ 将来像

ウ 基本指標

エ 施策

A 機能特化公園

B 地域の核となる
公園

(1) 街区公園

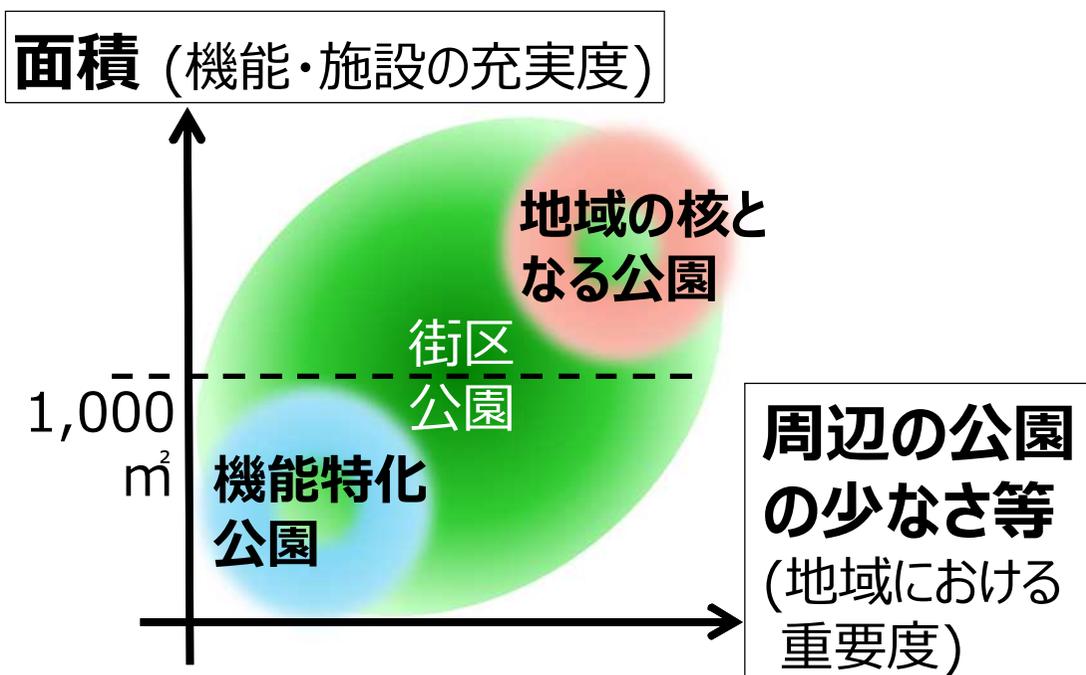
Ⅰ 施策 P31

街区公園の中で「機能分担」と「選択と集中」を図る

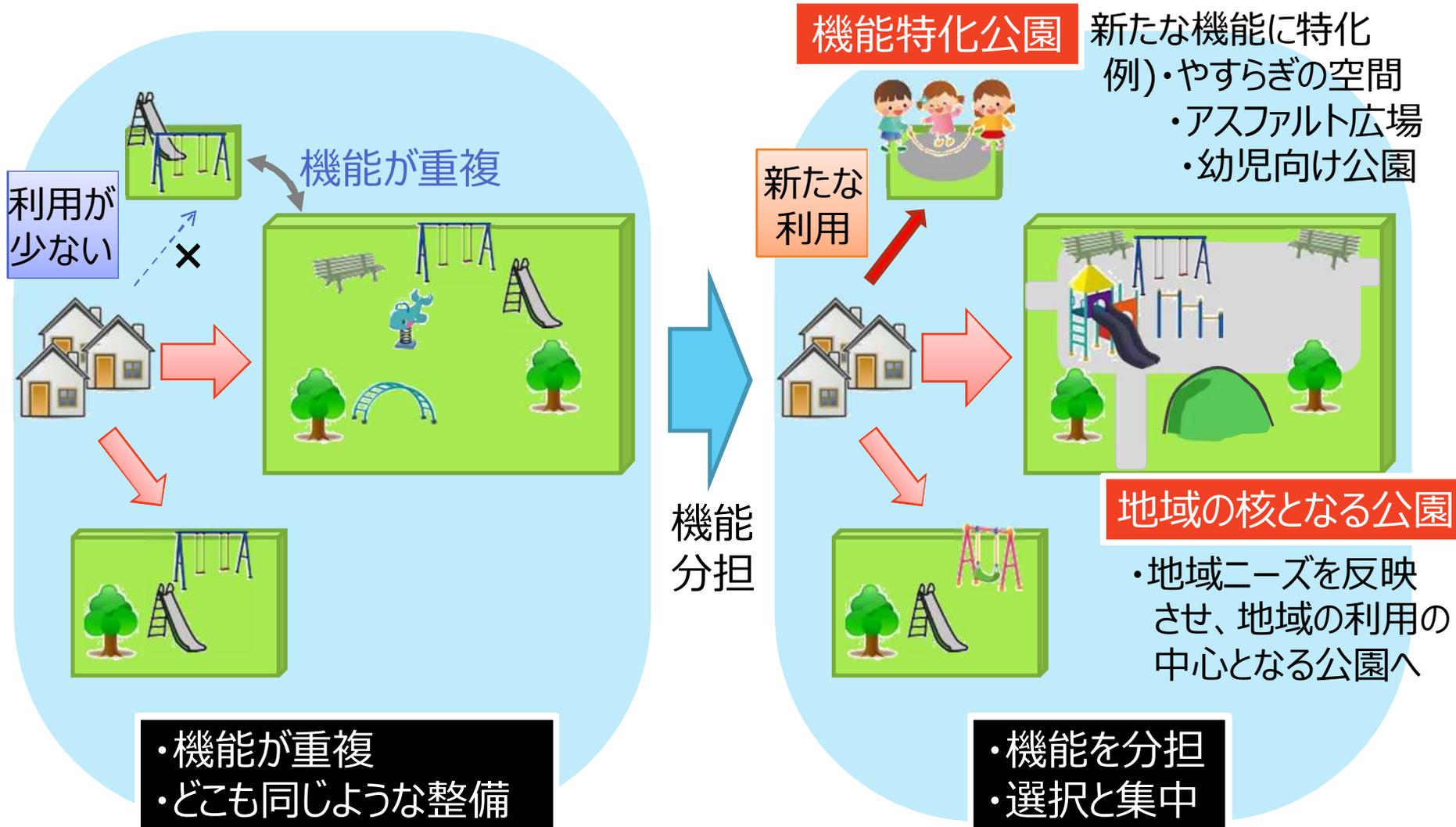
A 『機能特化公園』を選択

平成26年度審議事項

B 『地域の核となる公園』を選択



(1) 街区公園 Ⅰ 施策 P31



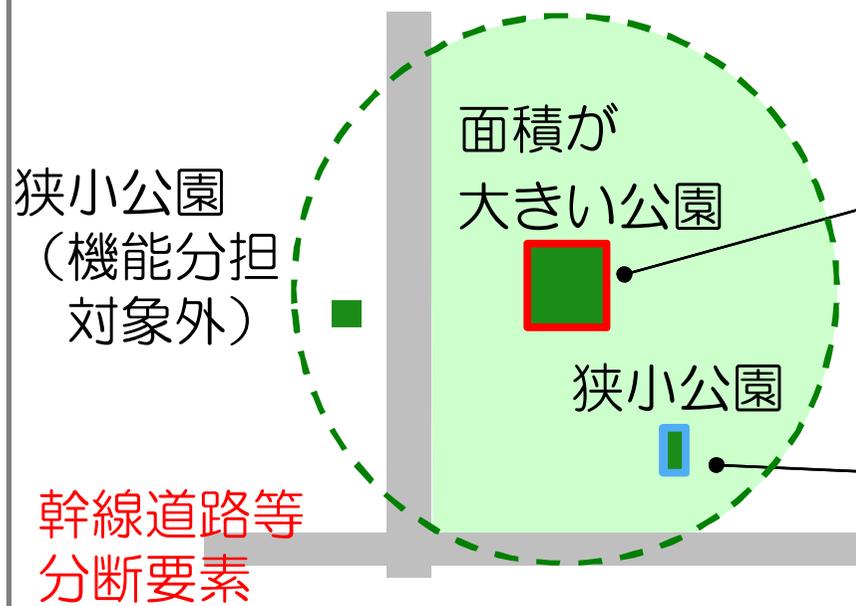
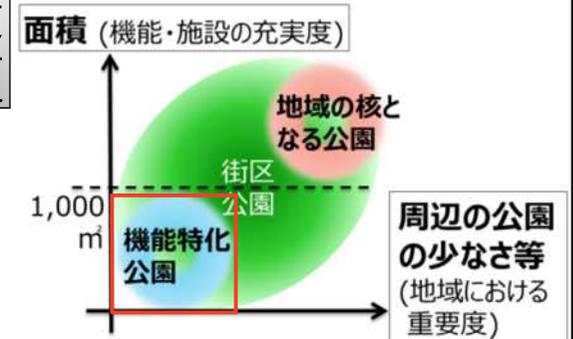
(1) 街区公園

Ⅰ 施策- A 機能特化公園 P32

A 『機能特化公園』を選択

平成26年度
審議事項

■ 平成26年度審議「機能分担」における『公園機能を絞った整備』の公園のこと



面積が大きい公園（1,000 m²以上）を核となる公園とし、遊具等のレクリエーション機能主体に

狭小公園（1,000m²未満）は遊具等を撤去し、公園機能を絞った整備 = 機能特化公園

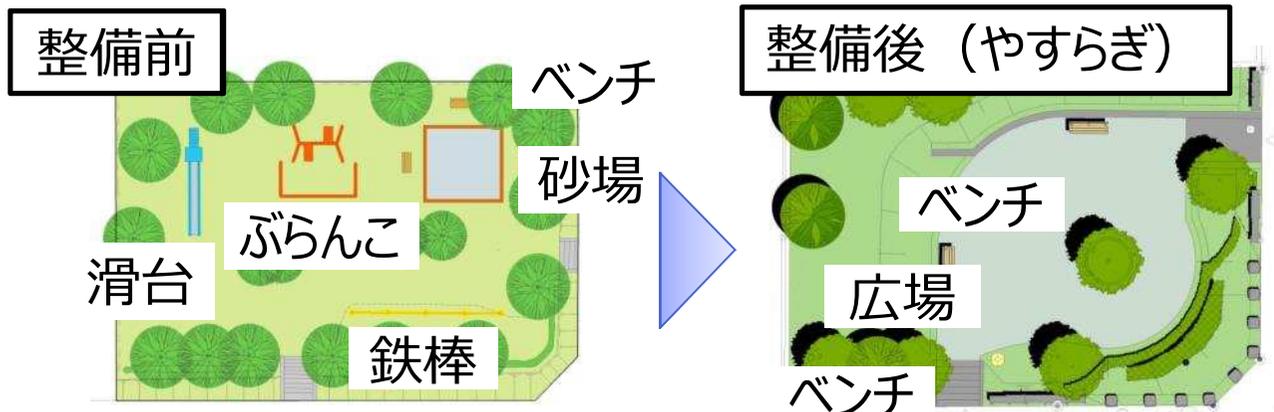
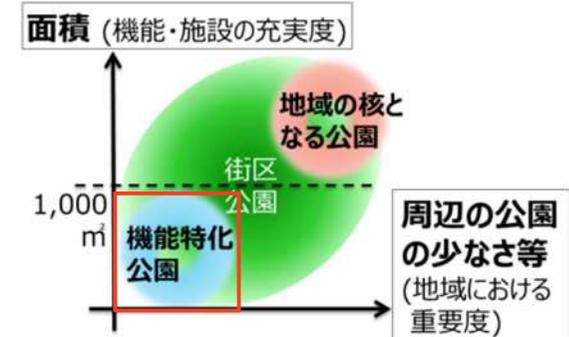
(1) 街区公園

Ⅰ 施策- A 機能特化公園 P32

機能特化公園では…

- 地域の核となる公園と一体で、ワークショップ等を用いて整備を検討
- やすらぎ、ダスト広場、幼児用遊具広場、

乳幼児広場等、地域のニーズに基づき、
前回のご意見を反映し、
コンセプトは多様



(1) 街区公園

Ⅰ 施策- B 地域の核となる公園 P31

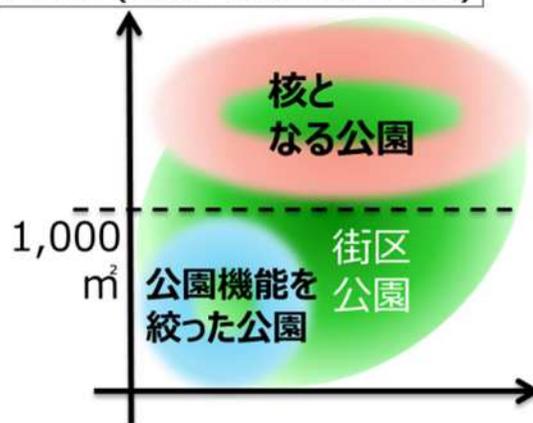
B 『地域の核となる公園』を選択

- 地域利用の中心となる公園として、地域のニーズに応じた多面的な機能を積極的に確保する公園

平成26年度審議からの変更点

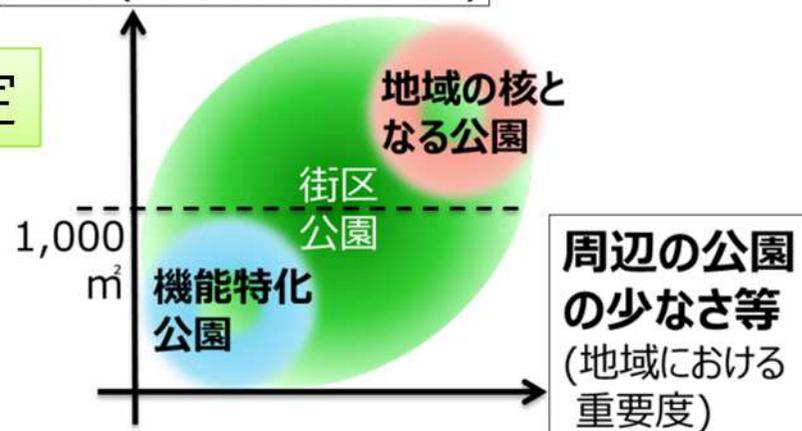
【平成26年度】

面積 (機能・施設の充実度)



対象を限定

面積 (機能・施設の充実度)



周辺の公園の少なさ等 (地域における重要度)

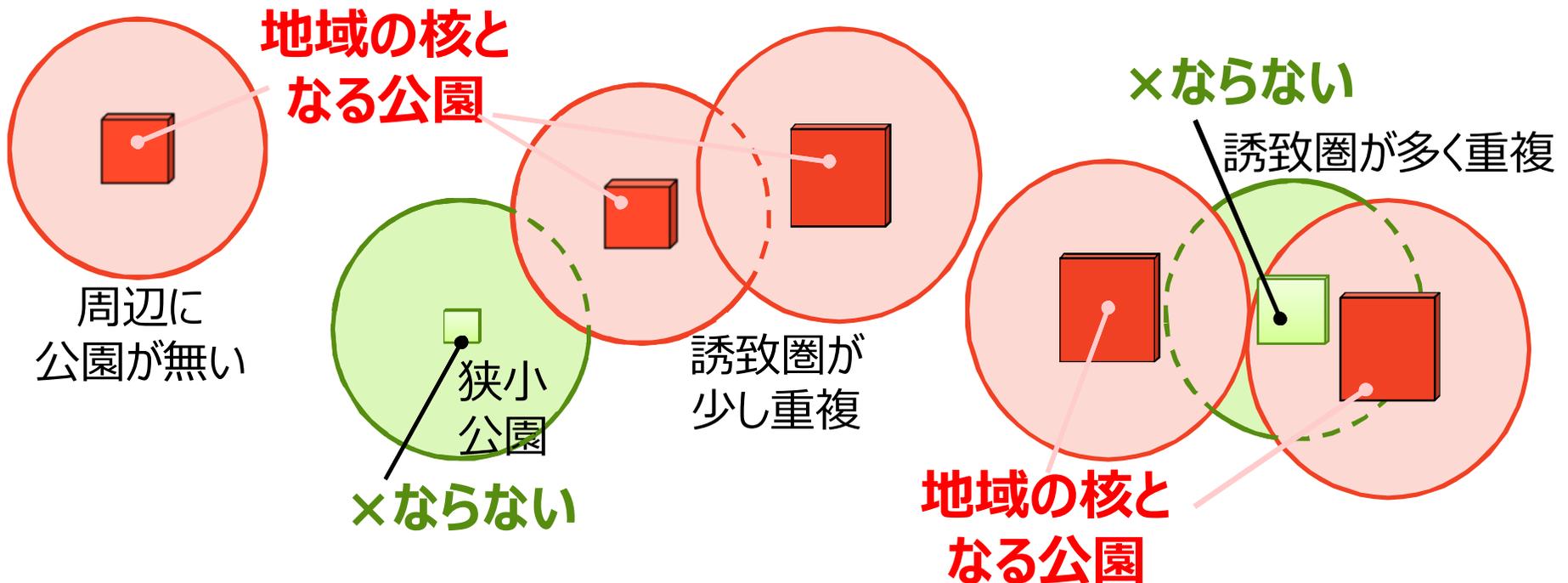
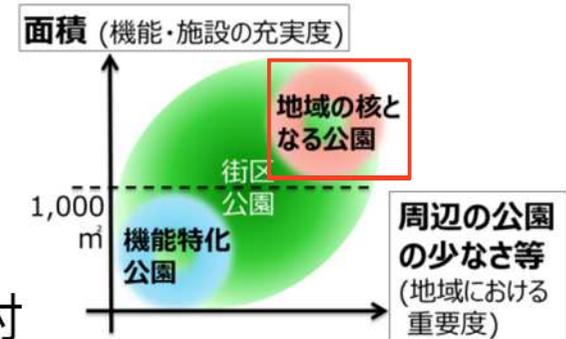
周辺の公園の少なさ等 (地域における重要度)

(1) 街区公園

Ⅰ 施策- B 地域の核となる公園 P31

- ①面積が1,000㎡以上の公園のうち、
- ②周辺に公園が少ない等の公園
(重複率が低い等)

※その他、道路分断や立地条件等を加味することを検討

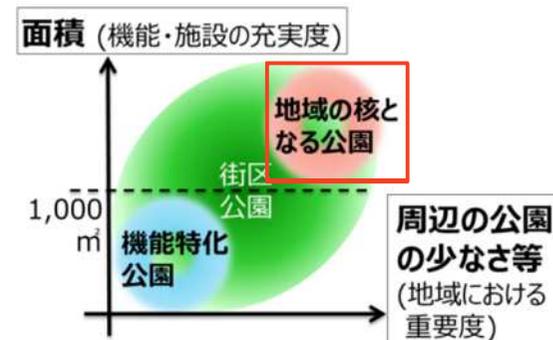


(1) 街区公園

Ⅰ 施策- B 地域の核となる公園 P31

地域の核となる公園では…

- 機能再編を行う場合、ワークショップ等を用いた全面再整備を中心に進める。
- 複合遊具やシェルター等、一定程度の費用を要する施設を設置することを可能とする。



全面再整備前後の様子 (拓北日の出公園 (北区・3,560m²))

(1) 街区公園

Ⅰ 施策- B 地域の核となる公園 P31

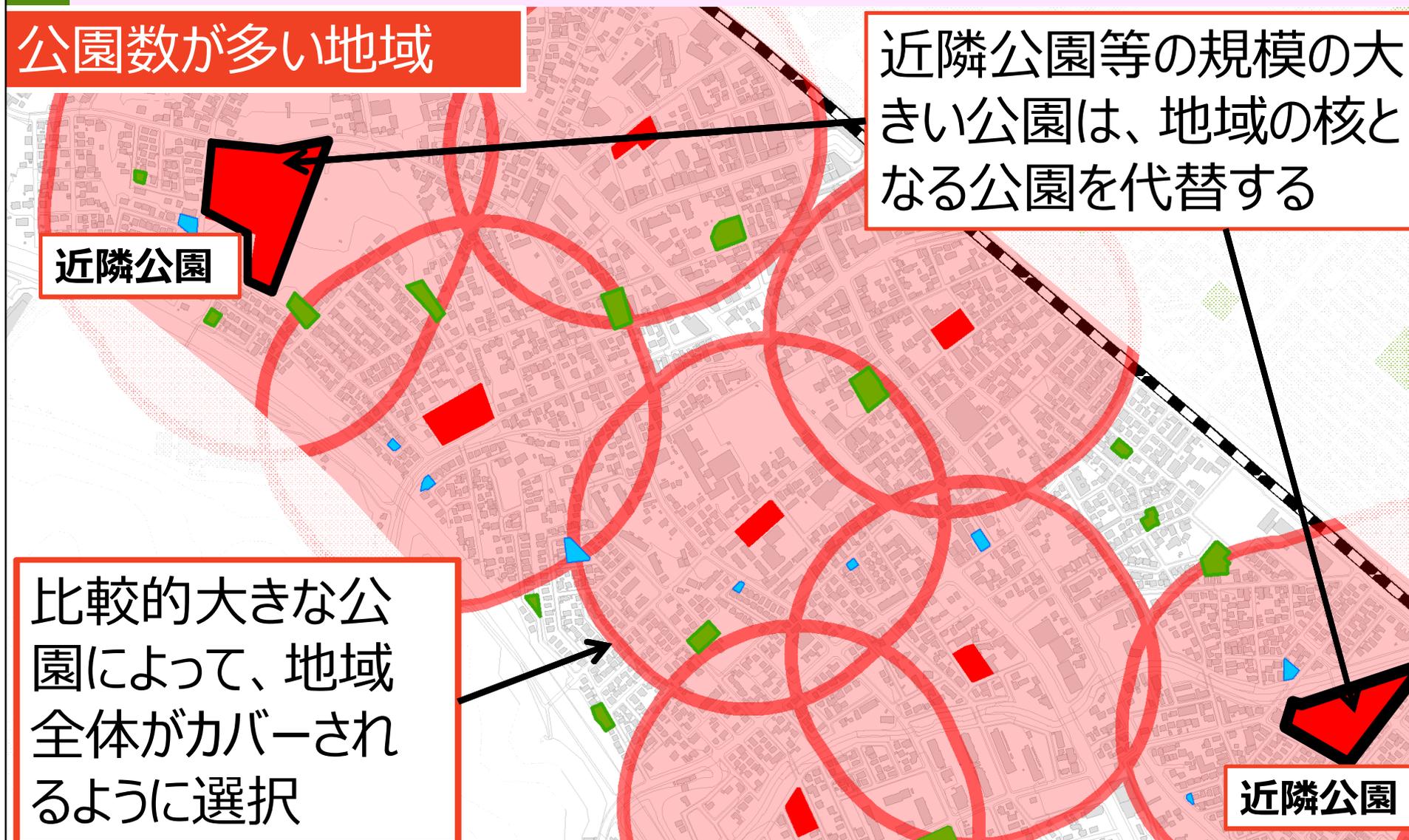
公園数が多い地域

近隣公園等の規模の大きい公園は、地域の核となる公園を代替する

近隣公園

比較的大きな公園によって、地域全体がカバーされるように選択

近隣公園

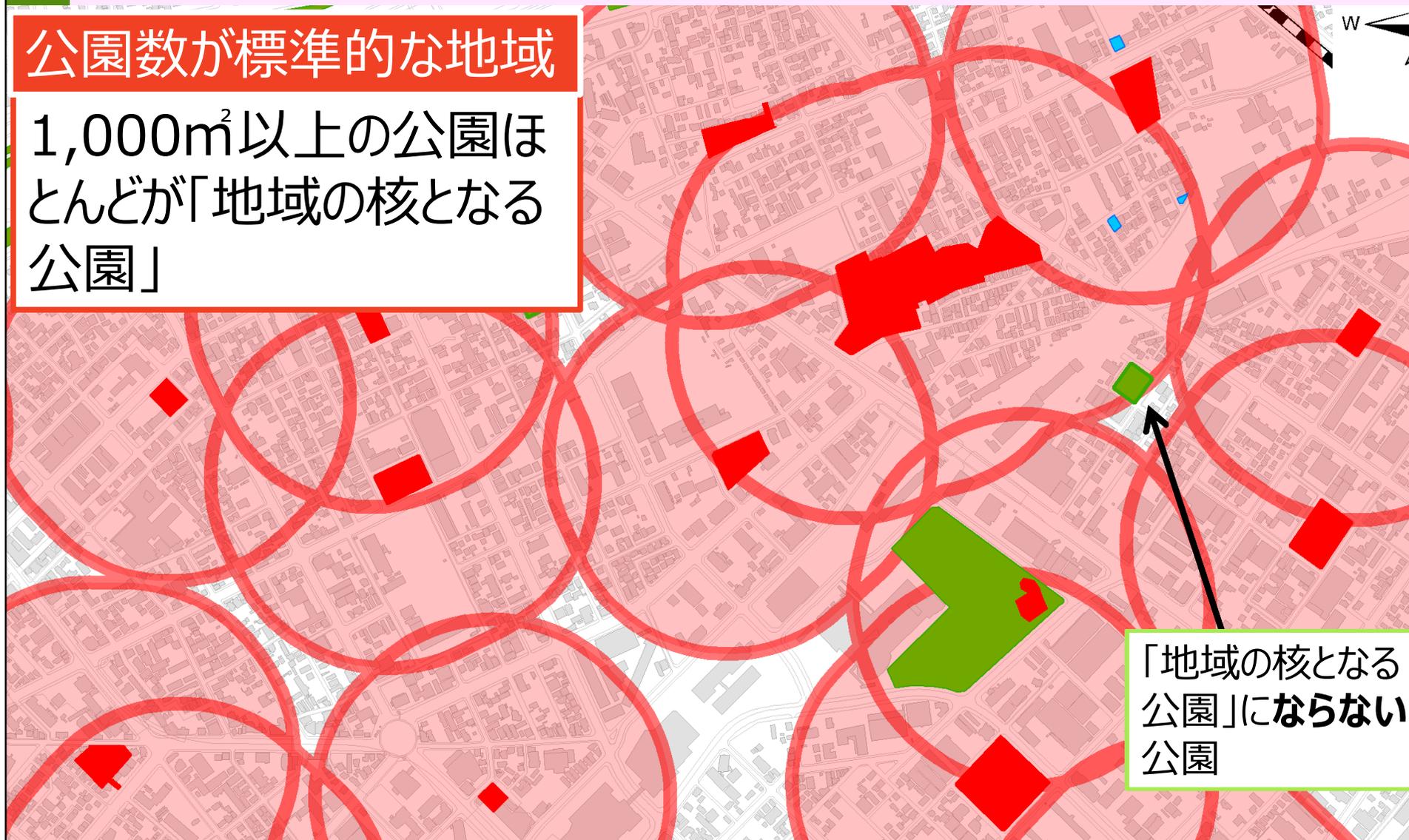


(1) 街区公園

Ⅰ 施策- B 地域の核となる公園 P31

公園数が標準的な地域

1,000㎡以上の公園ほとんどが「地域の核となる公園」



「地域の核となる公園」にならない公園

(1) 街区公園

■ まとめ

街区公園の数が多い。中でも、狭小公園が多い。

街区公園の中で「機能分担」と「選択と集中」を図る

| | | 地域の核となる公園 | 機能特化公園 | その他の街区公園 |
|------|-------------------|---|---|---------------------|
| 基本指標 | 面積 | 1,000㎡以上 | 1,000㎡未満 | |
| | 周辺の公園 (誘致圏重複率) | 少ない | 多い(核となる公園の誘致圏内) | |
| 概要 | 趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域利用の中心となる公園 ・地域のニーズに応じた多面的な機能を確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・機能を絞り特化 ・新たな利用を生み出しながら、施設の低減を行う | 現状の公園機能(遊具、広場、ベンチ等) |
| | 想定箇所数 | 597箇所(25%) ※ | 531箇所(22%) | 1,267箇所(53%) |

※ 「面積の大きさの順」「誘致圏重複率50%未満」の基本指標のみでカウント

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

(1) 街区公園

(2) 近隣公園

(3) 地区公園

(4) 総合・運動公園

(5) 都市緑地

(6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

ア 位置付け・現状

イ 将来像・施策①地域に必要な機能

ウ 将来像・施策②③重要な施設

(2)近隣公園

ア 位置付け・現状 P17

- ◇主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園
- ◇誘致圏:500m
- ◇標準規模:20,000m²
- ◇数:145箇所



二十四軒公園 (西区・19,252m²)

(2)近隣公園

ア 位置付け・現状 P17

築山



多目的広場



遊具



- 無料の多目的広場や運動施設を有する公園が多い。
- 駐車場はない。

緑ヶ丘公園
(中央区・15,784m²)

(2)近隣公園

イ「将来像」×「施策」①地域に必要な機能 P17・34

将来像

①地域に必要な公園機能がある

施策

①不足する場合は、設置を検討

地域に必要な公園機能

1)環境保全

緑

2)景観形成

広場

3)コミュニティ形成

遊具

4)レクリエーション

休養

5)防災

施設



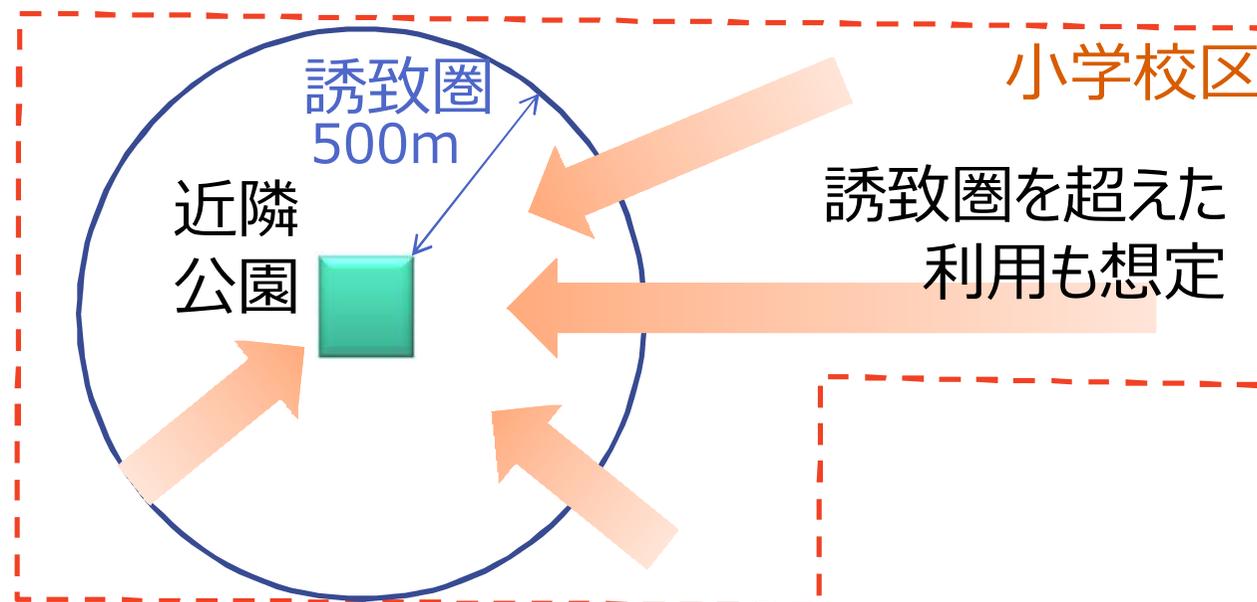
西野昭和公園（西区・10,373m²）

(2)近隣公園

イ「将来像」×「施策」②③重要な施設 P17

将来像

- ②街区公園よりも幅広い利用目的に対応
- ③徒歩圏で利用の多い公園であり、特に、小学生にとっては、校区内における中心的な公園



(2)近隣公園

イ「将来像」×「施策」②③重要な施設 P34

施策

②③以下を「近隣公園における重要な施設」とする。

I 広い面積を活かした施設

- ・大型の広場
- ・冬の遊びができるスキー山 等



(2)近隣公園

イ「将来像」×「施策」②③重要な施設 P34

施策

②③以下を「近隣公園における重要な施設」とする。

Ⅱ 街区公園よりも、対象年齢が幅広い遊具

- 行動範囲の広い大きな児童が集まる(小学校区内が想定)
- 徒歩圏外から車で来園するような過剰な施設は設置しない



上野幌西公園 (厚別区・20,780㎡)



小野幌くりの木公園
(厚別区・10,491㎡)

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

(1) 街区公園

(2) 近隣公園

(3) 地区公園

(4) 総合・運動公園

(5) 都市緑地

(6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

ア 位置付け・現状

イ 将来像・施策①地域に必要な機能

ウ 将来像・施策②幅広い機能

エ 将来像・施策③公園の特徴・個性

(3)地区公園

ア 位置付け・現状 P18

- ◇ 徒歩圏内の住民を対象とした公園
- ◇ 誘致圏：1km
- ◇ 標準規模：40,000m²
- ◇ 数：26箇所
- ◇ 特徴的な施設：
 - ・ 芝生等の広場
 - ・ 有料運動施設
 - ・ 駐車場



前田公園
(手稲区 38,790m²)

(3)地区公園

ア 位置付け・現状 P18

公園毎にもつ個性

■ 遊具や広場が主体



屯田公園 (北区 40,000m²)



■ 樹林等 が主体

清田南公園
(清田区
69,431m²)



■ 運動施設 が主体

北発寒公園
(手稲区
41,737m²)

(3)地区公園

イ「将来像」×「施策」①地域に必要な機能 P18・36

将来像

①地域に必要な公園機能がある

施策

①不足する場合は、設置を検討

地域に必要な公園機能

1)環境保全

2)景観形成

3)コミュニティ形成

4)レクリエーション

5)防災

緑

広場

遊具

休養
施設



美香保公園 (東区・82,944㎡)

(3)地区公園

ウ「将来像」×「施策」②幅広い機能 P18・36

将来像

②街区・近隣公園よりも、幅広い利用目的に対応

施策

②街区・近隣公園にはない施設、機能の設置を検討

○施設を追加する場合、全市民が利用する有料運動施設等よりも、徒歩圏の住民が利用する施設等を優先させる。



ピクニックにふさわしい大きな芝生広場
明日風公園（手稲区 47,569m²）



長い距離を歩くことができる周回園路
熊の沢公園（厚別区 74,625m²）

(3)地区公園

ウ「将来像」×「施策」③公園の特徴・個性 P18・36

将来像

③公園が持つ特徴・個性が活かされている

施策

③特徴や個性を踏まえた上で、施設や機能の整備を検討する

○樹林が多い公園で、利用量が多くない場合でも、樹林を大きく切り拓き遊具広場を拡大して利用人数を増やすようなことを行わない。



第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

(1) 街区公園

(2) 近隣公園

(3) 地区公園

(4) 総合・運動公園

ア 位置付け・現状

イ 将来像・施策

(5) 都市緑地

(6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

(4)総合公園・運動公園

ア 位置付け・現状 P19

| | 総合公園 | 運動公園 |
|----------|---------------------------------|---------------------------------|
| 位置 づけ | 市民全体の利用を想定 | |
| | 休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に、市民が総合的に利用する公園 | 野球場やテニスコート、プールなどの運動施設が設置されている公園 |
| 標準 規模 | 100,000～500,000m ² | 150,000～750,000m ² |
| 数 | 10箇所 (+1箇所造成中) | 4箇所 |

(4)総合公園・運動公園

ア 位置付け・現状 P19

- 各区に配置
(1区1総合運動公園の計画)
- 個性豊か



モエレ沼公園
(東区・
1,043,496m²)



手稲稲積公園
(手稲区・
181,503m²)

| 区 | 種別 | 公園 |
|---|----|------------------|
| 中 | 総合 | 中島公園 |
| | 総合 | 円山公園 |
| 北 | 総合 | 百合が原公園 |
| | 運動 | 屯田西公園 |
| 東 | 総合 | モエレ沼公園 |
| 白 | 総合 | 川下公園 |
| 厚 | 総合 | (厚別山本公園) ※造成中 |
| | 運動 | 厚別公園 |
| 豊 | 総合 | 月寒公園 |
| 清 | 総合 | 平岡公園 |
| 南 | 総合 | 藻南公園 |
| 西 | 総合 | 五天山公園 |
| | 運動 | 農試公園 |
| 手 | 総合 | 前田森林公園 |
| | 運動 | 手稲稲積公園 |

(4)総合公園・運動公園

イ「将来像」×「施策」 P19・35

将来像

- ①多くの市民・観光客等が訪れる公園として、その魅力を維持している。
- ②それぞれの公園が持つコンセプトや、今ある魅力等を尊重する。

施策

コンセプト等に基づき、魅力を維持できるような再整備を進める。

例)

百合が原公園 ⇒ 花

モエレ沼公園 ⇒ 芸術



百合が原公園（北区・253,140㎡）

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

(1) 街区公園

(2) 近隣公園

(3) 地区公園

(4) 総合・運動公園

(5) 都市緑地

(6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

ア 位置付け・現状
イ 将来像・施策

(5)都市緑地

ア 位置付け・現状 P20

- ◇都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地
- ◇標準規模：1,000㎡以上
- ◇数：126箇所

○面積や性質など、多種多様



宮部記念緑地（中央区・1,084㎡）



豊平川緑地（中央区ほか・1,237,932㎡）

(5)都市緑地

ア 位置付け・現状 P20

○遊具や運動施設等様々な機能が付加されている公園も多い



遊具

北野緑地（清田区・20,081m²）



無料テニスコート

真駒内川緑地（南区・39,457m²）

▶ 『都市緑地による補完』の考え 本パワーポイント資料79ページ

(5)都市緑地

イ「将来像」×「施策」 P20・36

将来像

緑を保全する一方、公園ごと、規模や状況等に応じた様々な形態となっている。

施策

他の公園種類の性質・規模に近い場合は、その公園種類の施策を適用する。

例) 街区公園の方針に合わせた運用



新川見はるかす緑地 (北区・8,518m²)

「地域の核となる公園」の扱いで整備

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

(1) 街区公園

(2) 近隣公園

(3) 地区公園

(4) 総合・運動公園

(5) 都市緑地

(6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

ア 位置付け
・現状
イ 将来像
・施策

(6)特殊公園、緩衝緑地、緑道 ア 位置付け・現状 P21

【特殊公園】

- ◇自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園
- ◇数:13箇所
- ◇公園ごと、それぞれ特殊性がある。



大通公園 (中央区・78,901m²)



平岡樹芸センター (清田区・29,210m²)

(6)特殊公園、緩衝緑地、緑道 ア 位置付け・現状 P21

【緩衝緑地】

◇住居地と工場地帯等を
分離することが必要な場
所に設けられる公園

◇数：1箇所



星観緑地（手稲区・154,783m²）

【緑道】

◇避難路の確保や歩行
者等が安心して通行する
ための帯状の緑地

◇数：7箇所



北郷緑道（白石区・20,528m²・2km程）

(6)特殊公園、緩衝緑地、緑道 イ「将来像」×「施策」 P21・36

将来像

特殊性が強いことから、それぞれの位置付けや状況に応じた整備がなされている。



施策

個別の公園ごと、整備内容を検討する。

○他の公園種類の性質・規模に近い場合は、その公園種類の施策を適用する。



西岡公園【特殊公園】
(豊平区・408,961㎡)
※自然豊かな水辺の公園

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

- (1) 街区公園
- (2) 近隣公園
- (3) 地区公園
- (4) 総合・運動公園
- (5) 都市緑地
- (6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道

(※1~6) 再整備手法の方針

- (7) 公園種類間の運用

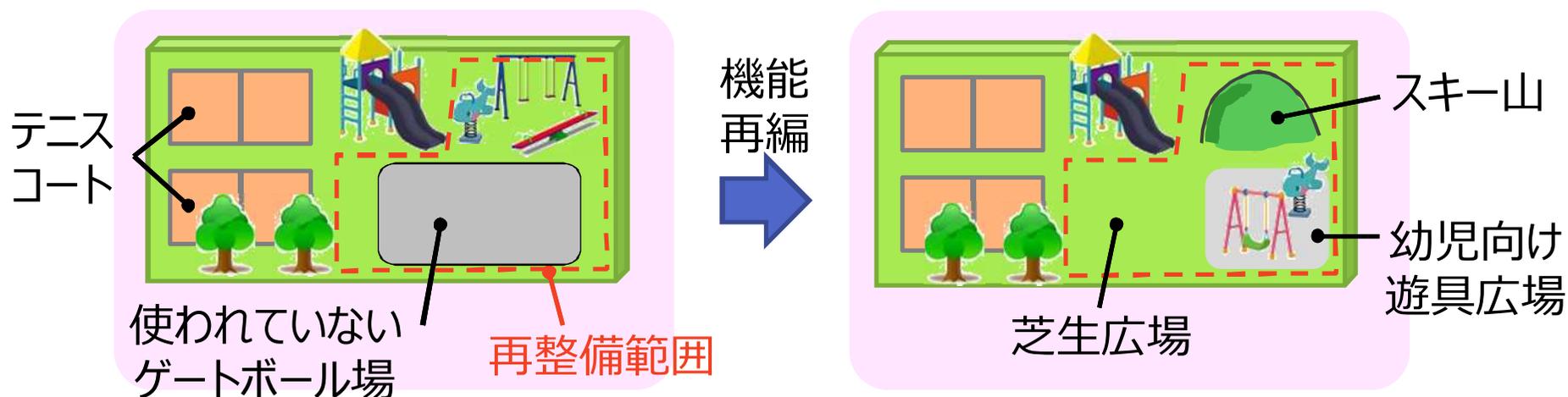
(※1~6) 再整備手法の方針 参考：資料6「再整備手法」



① 機能再編を行う場合、面的な整備を行う。

- 老朽化した施設を更新すると同時に、機能の見直しを行う整備
- 基本的には、ワークショップ等によって地域のニーズを取り入れながら、検討を進める。

【部分再整備の例】



② 機能再編を行わない場合、施設更新で整備する。

(※1~6) 再整備手法の方針

基本的な再整備手法

| | | 機能再編 | | 施設更新 |
|--------|------|-------|-------|------|
| | | 全面再整備 | 部分再整備 | |
| 総合・運動 | | × | ○ | ○ |
| 地区 | | × | ○ | ○ |
| 近隣 | | ○ | ○ | ○ |
| 街区 | 核 | ○ | △ | ○ |
| | 機能特化 | ○ | △ | △ |
| | その他 | × | × | ○ |
| 都市緑地ほか | | △ | △ | ○ |

○：主に実施
 △：場合によって実施
 ×：基本的に実施しない

総合・運動・地区公園では、基本的に全面再整備を実施しない

○現在ある魅力・特徴やコンセプトを活かすため

街区公園では「地域の核となる公園」「機能特化公園」が機能再編の対象

第3・4章-2 公園の『種類』ごとの整備方針

- (1) 街区公園
- (2) 近隣公園
- (3) 地区公園
- (4) 総合・運動公園
- (5) 都市緑地
- (6) 特殊公園・緩衝緑地・緑道
- (※) 再整備手法の方針

(7) 公園種類間の運用

- ア 基本的な位置付け
- イ 将来像
- ウ 施策

(7)公園種類間の運用

ア 基本的な位置づけ P22

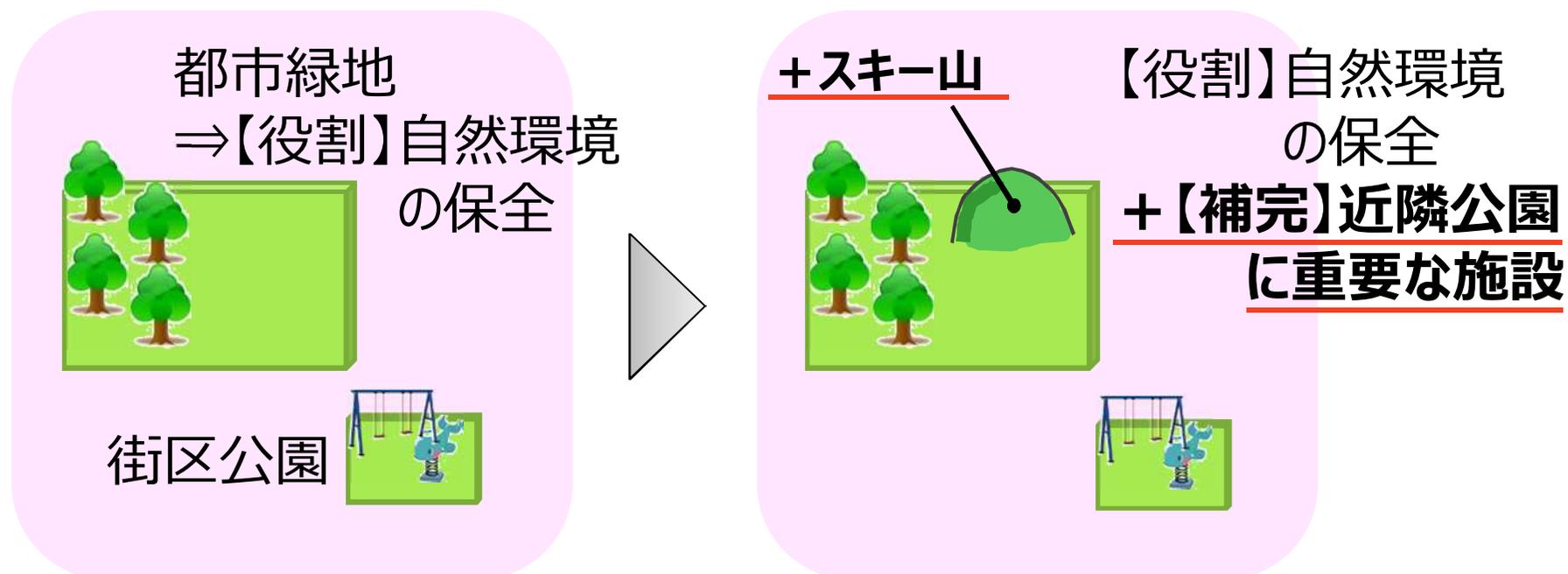
種類ごとに担うべき本来の役割

| 分類 | 種類 | 役割 |
|--------|----------------|----------------|
| 住区基幹公園 | 街区・近隣・ 地区公園 | 地域の利用を想定 |
| 都市基幹公園 | 総合・運動公園 | 市民全体の利用を想定 |
| その他 | 都市緑地 | 自然環境の保全や景観の向上 |
| | 特殊公園 | 自然環境や景観を守る等 |
| | 緩衝緑地 | 住居地と工場地帯等の分離 |
| | 緑道 | 歩行者等の通行、避難路の確保 |

(7)公園種類間の運用 イ 将来像 P22

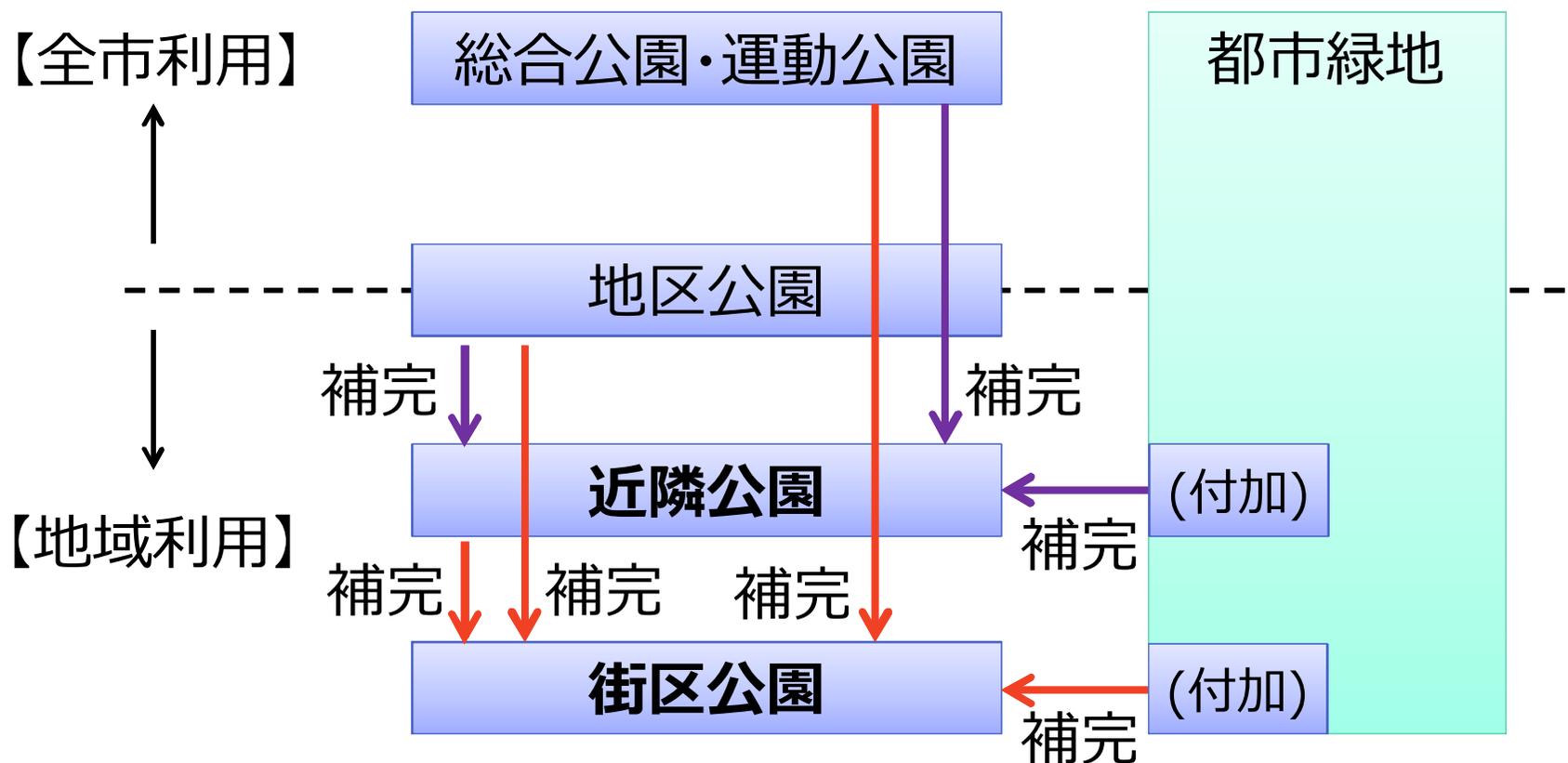
本来の役割を担いながらも、地域に必要な機能を確保するため、種類の間で柔軟な活用がされている。

例) 近隣公園が不足している地域



(7)公園種類間の運用 ウ 施策 P37

規模の大きな公園は、小さな公園の機能を補完できるものとする。



(7)公園種類間の運用 ウ 施策 P37

例) 総合公園による、街区公園の補完

円山公園 (総合公園)

総合・運動

地区

近隣

街区公園

遊具、広場
休憩施設 等



- 街区公園の誘致圏
- 遊具広場および、街区公園の「みなし誘致圏」

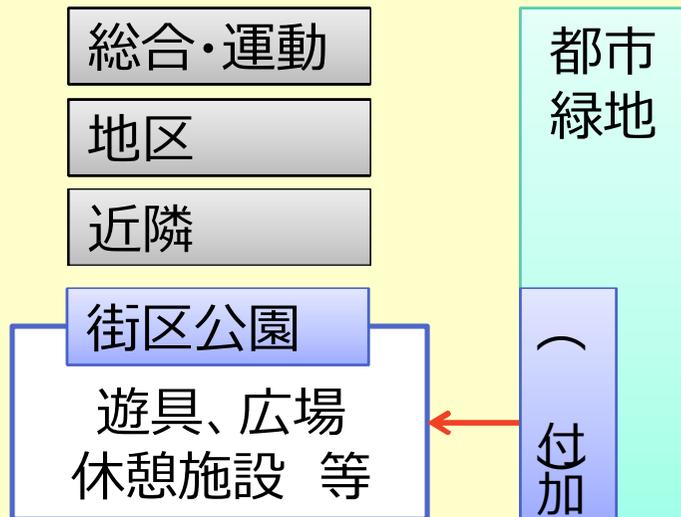


(7)公園種類間の運用 ウ 施策 P38

例) 都市緑地による街区公園の補完

地域に街区公園の機能が

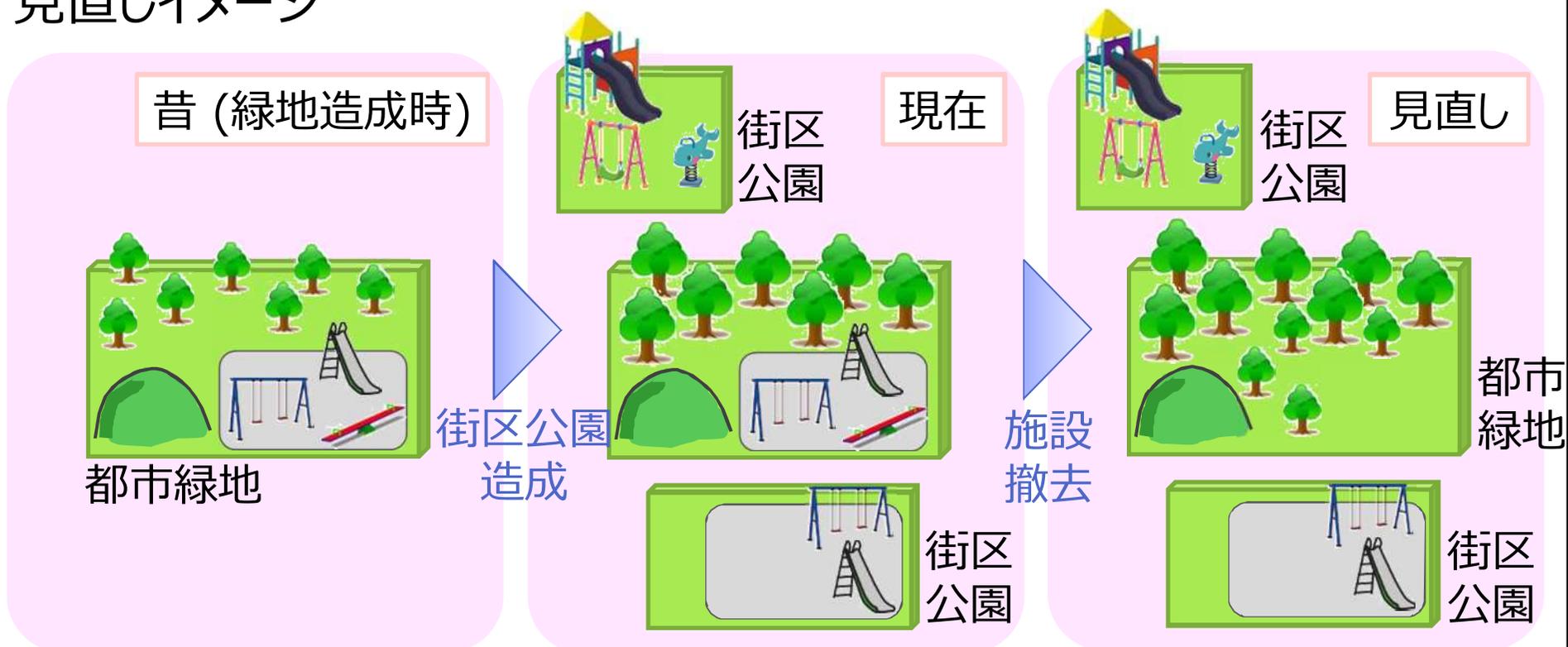
- ①少ない場合は、都市緑地にその機能を付加し、補完できる。
- ②充足している場合、都市緑地に付加されている機能は、見直しを検討する。(緑への転換)



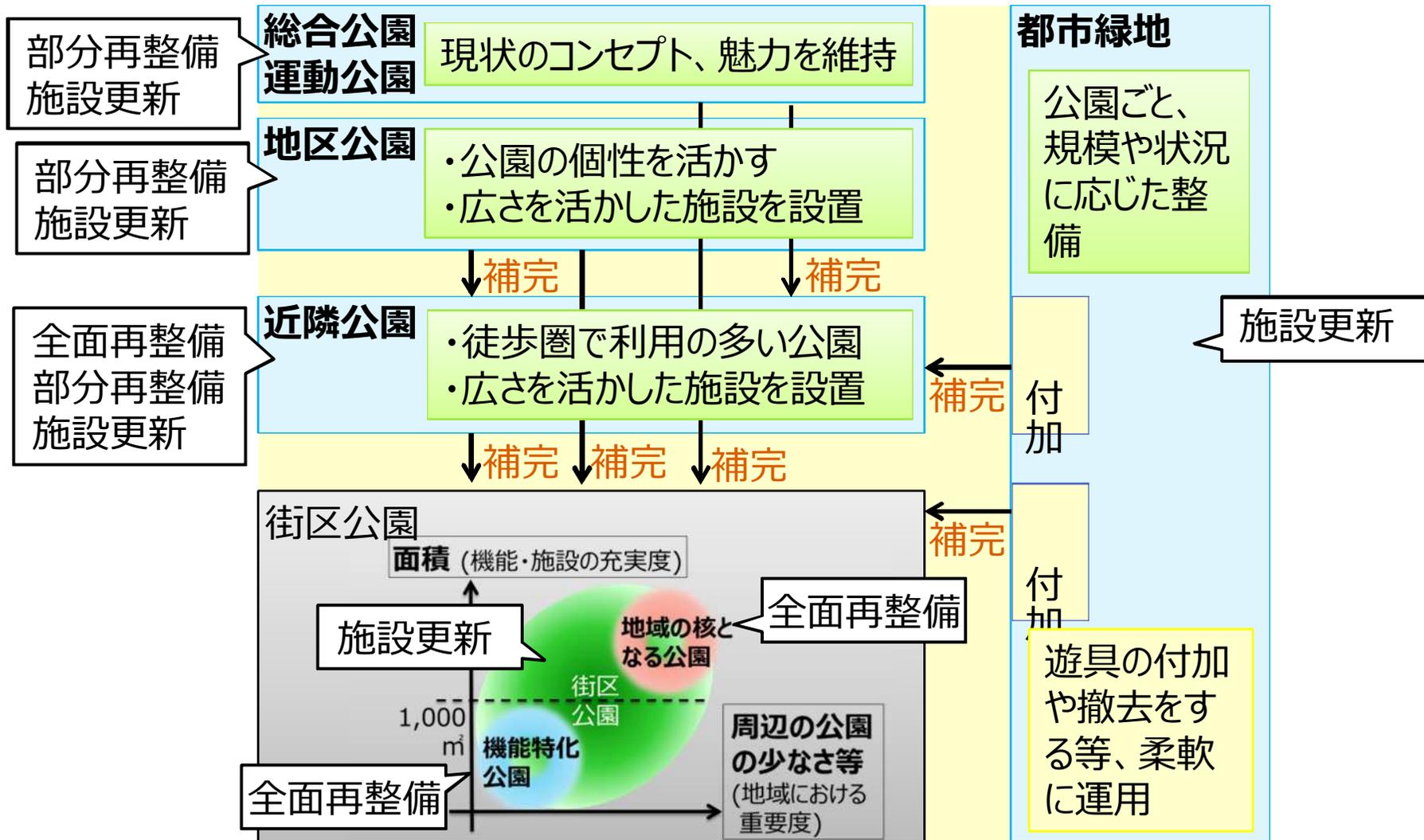
(7)公園種類間の運用 ウ 施策 P38

例) 都市緑地による街区公園の補完

見直しイメージ



■まとめ



第4章-4 公園機能のさらなる充実へ

- (1) 防災
- (2) 景観
- (3) 冬季間の利用

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

| | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 『配置』から 見る将来像 | 2 『種類』から 見る将来像 | 3 『施設』から 見る将来像 |
|-------------------|-------------------|-------------------|

第4章 将来像の実現に向けた施策

| | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 1 『配置』に 関する施策 | 2 『種類』に 関する施策 | 3 『施設』に 関する施策 |
|------------------|------------------|------------------|

| |
|----------------|
| 4 公園機能のさらなる充実へ |
|----------------|

第5章 運用にあたって

第4章-4 公園機能のさらなる充実へ

(1) 防災

(2) 景観

(3) 冬季間の利用

(1) 防災 P42

札幌市避難場所基本計画（平成25年）

| | 趣旨 | 公園 | 公園以外の施設 |
|--------|------------------------|------------------------|----------|
| 一時避難場所 | 一時的に、身を守る場所 | 公園全て ※広域避難場所指定の公園以外 | 学校のグラウンド |
| 収容避難場所 | 一定期間滞在して、屋内で身体や生命を守る場所 | なし | 小中学校、寺社 |
| 広域避難場所 | 大規模火災の炎や煙から、身を守る場所 | 大規模な公園 | 学校のグラウンド |



公園では、滞在を想定していない

(1) 防災 P42

①「札幌市避難場所基本計画」における避難場所の機能に沿って整備を進める。

〇広場の確保が重要

②避難者の安全確保のため、面積の大きい公園等では、老朽化施設の更新等を重点的に進める。

第4章-4 公園機能のさらなる充実へ

(1) 防災

(2) 景観

(3) 冬季間の利用

(2) 景観 P42

①みどりをを用いた景観づくりを進めるほか、まちの景観を構成するひとつの施設として配慮する。

②まちの景色等を眺望する機能がある場合は、それを十分に配慮する。



創成川公園【特殊公園】（中央区）



旭山記念公園【特殊公園】（中央区）

第4章-4 公園機能のさらなる充実へ

(1) 防災

(2) 景観

(3) 冬季間の利用

(3) 冬季間の利用 P43

① 冬季は屋外利用を基本とする。

② 公園整備時には、スキーやそり滑り等の雪を用いた遊び等、冬季の利用に配慮する。

○特に、近隣公園等大きい公園には、高さがあって安全な築山（スキー山）の設置に務める。



農試公園【運動公園】（西区）

第5章 運用にあたって P44

- (1) 市民ニーズ
- (2) 公園の維持管理、運営

- ・今後の検討事項
- ・本方針との連携

- (3) 方針の進行管理

- ・札幌市アクションプラン、市民アンケート等による管理

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

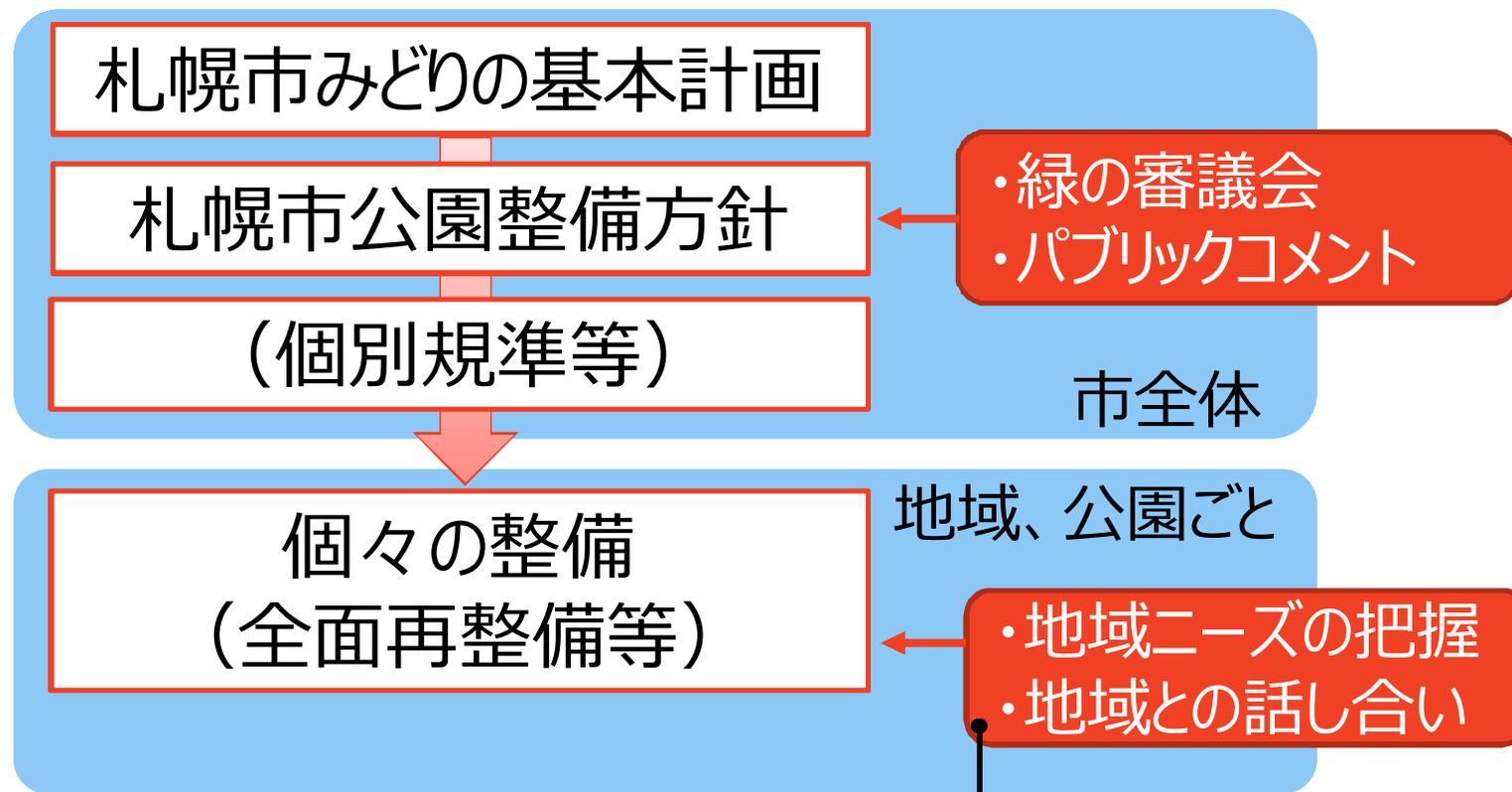
| | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 『配置』から 見る将来像 | 2 『種類』から 見る将来像 | 3 『施設』から 見る将来像 |
|-------------------|-------------------|-------------------|

第4章 将来像の実現に向けた施策

| | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 1 『配置』に 関する施策 | 2 『種類』に 関する施策 | 3 『施設』に 関する施策 |
| 4 公園機能のさらなる充実へ | | |

第5章 運用にあたって

(1) 市民ニーズ P44



地域・公園は多種多様なので、必要に応じて、個別のニーズ把握が必要

①第73回(10月27日)

- ・はじめに
- ・基本的な考え
- ・公園の配置
- ・公園の施設

パワー
ポイント資料
(内容の
検討)

方針案
イメージ
※参考資料

②第74回(本日)

- ・公園の種類
- ・機能のさらなる充実
- ・運用にあたって

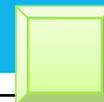
③第75回(1月11日午後)

- ・方針案

方針案
(記載内容
の検討)

答申

資料6 再整備手法



| | | 再整備 | | |
|------|-----------------------|-------|-------|------|
| | | 全面再整備 | 部分再整備 | 施設更新 |
| 目的 | 施設の老朽化更新 | ○ | ○ | ○ |
| | 施設の機能や配置を大きく変える(機能再編) | ○ | ○ | × |
| 対象範囲 | 公園全体 | | | |
| | 整備後(例) | | | |
| 投資 | | 大 | 中 | 小 |

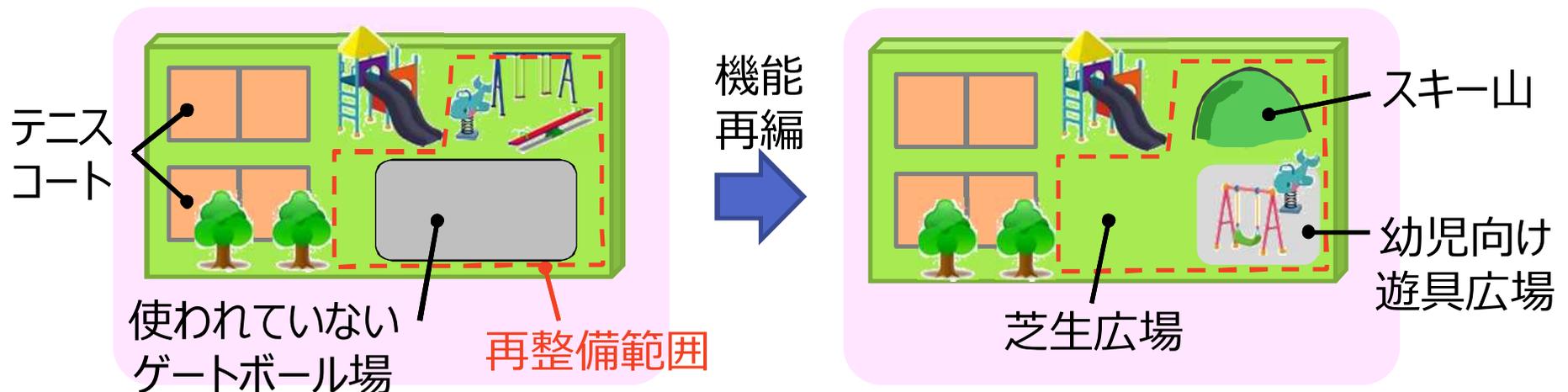
全面再整備: 公園全体の機能を見直す (樹木等、活かせるものはそのまま)
部分再整備: 遊具広場+ゲートボール場 ⇒ 幼児向け遊具広場+スキー山+芝生広場
施設更新: ブランコを更新 (この例の場合は、幼児用ブランコに更新)

(※1~6) 再整備手法の方針 参考：資料6「再整備手法」

① 機能再編を行う場合、面的な整備を行う。

- 老朽化した施設を更新すると同時に、機能を見直しを行う整備
- 基本的には、ワークショップ等によって地域のニーズを取り入れながら、検討を進める。

【部分再整備の例】



② 機能再編を行わない場合、施設更新で整備する。